トラックレポート北海道令和５年５月号【別冊】

北ト協 で検索！

実施要領・申込様式等はHPでも
確認・ダウンロードができます

令和５年度

助成金制度の概要

公益社団法人 北海道トラック協会

〒064-0809　札幌市中央区南9条西1丁目1-10

TEL：011-511-9784　FAX：011-521-5810

令和５年度助成事業　主な変更点

●運転免許取得等支援助成（P6参照）

⇒　【旧名称】「大型・中型・準中型・けん引・フォークリフト免許取得助成」

⇒　≪助成対象項目追加≫　・受講資格等特例教習

⇒【全ト協】若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成（P11参照）

⇒　【旧名称】「全ト協準中型免許取得助成について」

⇒　≪助成対象項目追加≫　・特例教習の受講

●ドライバー健康起因事故防止助成（P43参照）

⇒　【旧名称】「脳健診・心臓ドック受診促進助成」

⇒　≪助成対象項目追加≫　・眼科検診

・人間ドック

●運転者職場環境良好度認証制度取得促進助成（P68参照）

⇒　≪助成対象項目変更≫　・登録に係る審査料・登録料

●自動点呼機器導入促進助成（P70参照）

⇒　【旧名称】「点呼支援機器等導入促進助成」

●グリーン経営認証制度促進助成（P55参照）
●自動点呼機器導入促進助成（P70参照）
●安全装置等導入促進助成（P76参照）

Gマーク認定事業所には
助成額に加算等がございます。

※P72「安全性評価事業（Gマーク制度）普及促進助成」をご確認ください。

◎新規助成事業　⇒　「トルクレンチ等導入促進助成」（P95参照）

※詳細は、各ページをご確認ください。

ドライバーに関する助成制度



助成名	助成額等	助成概要等	対象期間 起 至	頁
運転免許取得等支援助成 ・大型 ・中型・準中型・けん引 ・フォークリフト ・受講資格特例教習 （大型・中型のみ）	助成額(上限) 100,000円 50,000円 5,000円 教習料金の３分の１ （上限10万円）	従業員の大型免許・中型免許・準中型・けん引・フォークリフト免許（陸災防が主催する技能講習受講により取得した免許のみ）の取得・特例教習の受講料に係る費用の一部を助成します。	4月1日 ～ 3月22日	6
運転者適性診断受診料助成 ・一般診断 ・一般診断_カウンセリング付 ・初任診断・適齢診断	助成額　（受診料） 1,400円　（2,400円） 1,400円　（4,800円） 2,800円　（4,800円）	自動車事故対策機構等道内の指定機関が実施する運転適性診断の受診料の一部を助成します。 ※ 初任診断は義務診断のみ助成	4月1日 ～ 3月21日	13
ドライバー健康診断受診料助成 ・定期健康診断 ・深夜業健康診断	助成額 1,500円 1,500円	会員が所属するドライバーに助成要件を満たす健康診断を受診させた場合に受診料の一部を助成します。	4月1日 ～ 2月29日	14
運行管理者一般講習受講料助成	助成額　（通常料金） 2,200円（3,200円）	運行管理者一般講習の受講料の一部を助成します。	4月1日 ～ 3月21日	18
整備管理者選任後研修受講料助成	助成額 1,000円	整備管理者選任後研修の受講料の一部を助成します。	4月1日 ～ 3月21日	18
運転経歴証明書交付手数料助成	助成額（通常料金） 220円　（670円）	自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書等の運転経歴に係る手数料の一部を助成します。	4月3日 ～ 3月12日	19
中小企業大学校旭川校研修受講料助成 ・全講座	助成額 受講料の2/3	中小企業大学校旭川校が実施する講座の受講料の一部を助成します。	4月1日 ～ 3月1日	21
睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）スクリーニング検査助成 ・１次検査費用 ・２次検査費用	助成額（上限） 500円 2,000円	睡眠時無呼吸症候群（SAS）の早期発見･早期治療を目的とした「スクリーニング検査」費用の一部を助成します。	4月1日 ～ 12月29日	25
安全教育訓練受講料助成 ・一般運転者講習 ・初任運転者講習 ・添乗・指導管理者研修	助成額 全額助成 一部助成 全額助成	苫小牧ドライビングスクール、釧路自動車学校、及び道外の安全運転研修施設が行う安全教育訓練の受講料を助成します。 ※　基本１講座につき１会員４名まで	4月1日 ～ 3月1日	31
血圧計導入促進助成 ※中小企業のみ	助成額（上限） 50,000円	乗務前点呼における血圧測定を推進し、高機能な血圧計の普及を図るため、導入費用の一部を助成します。	4月1日 ～ 3月1日	39
ドライバー健康起因事故防止助成 ・脳MRI、脳ドック、心臓ドック、眼科健診 ・人間ドック	助成額（上限） 10,000円 30,000円	会員が所属するドライバーに助成要件を満たす健康診断等を受診させた場合の一部を助成します。	4月1日 ～ 3月22日	43
チャレンジ・セーフティラリー　参加費用助成	助成額　220円×人数 (通常料金)670円×人数	チャレンジ・セーフティラリー北海道2023への参加費用（１チーム３名または５名）の一部を助成します。	5月1日 ～ 6月30日	47

経営に関する助成制度



助成名	助成額等	助成概要等	対象期間 起 至	頁
近代化基金融資 ・一般融資	利子補給率0.4％	物流施設の整備、人材確保や生産性向上のための設備投資、車両等の購入に係る融資の利子を一部助成します。	4月1日 ～ 3月15日	48
・ポスト新長期等融資	利子補給率0.4％	ポスト新長期規制等に適合する車両購入費用に係る融資の利子を一部助成します。		49
信用保証協会保証料助成	助成額 保証料の支払額の全額 （上限100,000円、 災害特例200,000円）	金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会の保証を得るために支払った保証料の一部を助成します。	4月1日 ～ 3月19日	52
グリーン経営認証制度促進助成 ・新規登録 ・更新登録	助成額 100,000円 70,000円	グリーン経営の認証取得または更新に要した費用の一部を助成します。 ※Gマーク制度普及促進助成金の加算申請もございます。（P72をご確認ください）	4月1日 ～ 3月22日	55
自家用燃料供給施設整備支援助成 ・軽油タンクの新設 ・軽油タンクの増設	助成額 1,000,000円 300,000円	軽油専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設又は増設を伴う代替の導入費用の一部を助成します。	4月1日 ～ 2月29日	57
経営診断受診促進助成 ① 総合的な経営診断 ② 経営改善相談	助成額(Gマーク事業所) 8万円（10万円） 2万円（3万円）	全ト協標準経営診断システムによる総合的な経営診断及び経営改善相談料の一部を助成します。	5月1日 ～ 2月29日	60
インターンシップ導入促進支援助成	受入期間　助成額 3日間　　90,000円 4日間　110,000円 5日間以上 130,000円	少子高齢化に対応し、学生によるインターンシップの受入れを実施する会員事業者に助成金を交付します。	4月1日 ～ 2月29日	62
運転者職場環境良好度認証制度取得促進助成	助成額 新規・更新ともに 60,000円	運転者職場環境良好度認証制度の取得または更新に要した費用の一部を助成します。	4月1日 ～ 2月29日	68
自動点呼機器導入促進助成 ※中小企業のみ	助成額（上限） 400,000	自動点呼支援機器の導入費用の一部を助成します。	4月1日 ～ 2月29日	70
安全性評価事業（Gマーク制度）普及促進助成 ・グリーン経営認証制度促進助成 ・自動点呼機器導入促進助成 ・安全装置等導入促進助成	加算助成額等 ⊕5,000円 2台目以降200,000円 ⊕5,000円または⊕10,000円	安全性優良事業所（Gマーク事業所）に対し、北ト協助成事業と連携し、一部助成額に加算して、助成します。	各助成事業の締め切り日による	72

車両に関する助成制度



助成名	助成額等	助成概要等	対象期間 起 至	頁
アイドリングストップ支援機器導入促進助成	助成額（上限） 40,000円	エアヒーター・車載バッテリー式冷房装置の購入費用の一部を助成します。	4月1日 ～ 3月1日	73
安全装置等導入促進助成 ・後方視野確認支援装置 ・側方視野確認支援装置 ・アルコールインターロック ・携帯型アルコール検知器 （Gマーク認定事業所限定）	助成額（上限） 30,000円 30,000円 20,000円 20,000円	危険予測に効果があると思われる安全装置等の普及を図るため、導入費用の一部を助成します。 ※Gマーク制度普及促進助成金の加算申請もございます。（P72をご確認ください）	4月1日 ～ 3月1日	76
ドライブレコーダー機器導入促進助成 ・本体及び付属品 ・車内カメラ単体	助成額（上限） 20,000円 10,000円	映像や走行データを記録する機器の導入費用の一部を助成します。	4月1日 ～ 3月22日	83
環境対応車導入促進助成 ・ハイブリッド車（4ｔ未満） ・ハイブリッド車（4ｔ以上） ・電気自動車	助成額 200,000円 340,000円 100,000円	ハイブリッド車及び電気自動車の購入費用の一部を助成します。全ト協、北ト協の協調助成です。※助成条件・申請期限等がそれぞれ異なるためご注意ください。	4月1日 ～ 3月1日	89
ＣＮＧ車燃料助成 ・天然ガス1㎥当たり	助成額 5円	天然ガス車が充填した燃料費の一部を助成します。	4月1日 ～ 3月21日	90
交通事故防止ラッピングトラック施工料助成 ・会員１事業者につき１台	助成額（上限） 150,000円	ドライバーの事故防止意識高揚と地域社会へのＰＲを目的とし、ラッピングトラック施工料金の一部を助成します。	4月1日 ～ 2月29日	92
トルクレンチ等導入促進助成 ・締め付け能力600N以上 ・締め付け能力600N未満	助成額（上限） 50,000円 20,000円	ホイールナットの緩み防止や増し締め作業を励行させ、車輪脱落事故を根絶するため、対象機器導入費用の一部を助成します。	4月1日 ～ 3月1日	95

運 転 免 許 取 得 等 支 援 助 成

この助成制度は、人材確保対策、従業員の資質の向上、及び労働災害事故防止対策の一環として、要件を満たす項目を従業員に取得または受講させた費用を一部助成します。

≪申込期間≫

◎令和5年4月1日から令和6年3月22日まで

（免許証は公布日、特例教習は修了日を基準とし、公布日等が期限内であるもの）

※予算に達した場合は、その時点で受付を終了します

≪助成対象≫

（1）助成対象者は従業員の免許取得時及び指定自動車教習所等並びに陸災防北海道支部への教習等料金支払い時・申請時に会員であり、会費未納等が無い者とします。

（2）助成対象となる免許取得者は、前項の条件を満たす会員の従業員及び採用予定（令和6年3月22日までに採用される者）とします。

※1　前年度に、指定自動車教習所等並びに陸災防北海道支部へ教習等料金が支払われた場合でも、令和5年4月1日以降に取得した免許証は、申請の対象となります。

≪助成額≫

会員事業者が指定自動車教習所等並びに陸災防北海道支部へ支払った教習等料金のうち、以下の助成額までとします。また、指定自動車教習所等への支払いが令和5年3月31日以前であっても免許の取得が令和5年4月1日以降であれば助成対象とします。

項　　目	助成上限額
大型自動車免許	100，000円
中型・準中型※2・けん引自動車免許	50，000円
フォークリフト免許　※3	5，000円
受験資格特例教習　※6 （大型・中型のみ）	教習料金の3分の1 （上限100，000円）

※2　全日本トラック協会からも助成される場合があります。
詳しくは、P11をご覧ください。

※3　フォークリフト免許は陸災防北海道支部が主催する技能講習受講により取得した免許のみが助成対象となります。

※4　大型特殊・大型二種免許は対象外となります。

※5　通学費用や自動車運転免許試験場でかかる費用等は対象外です。

※6　年齢課程・経験課程いずれかのみでも助成対象となります。

≪助成限度≫　（人数ではなく、取得した免許数となっておりますのでご注意ください）

（1）各地区ト協に登録している営業用貨物自動車の保有車両数（但し、被けん引車を除く。）を30で除した数（小数点以下切り上げ）の合計までとします。

（2）準中型免許については免許数の上限はありません。

（3）フォークリフト免許については、会員が所属する地区トラック協会ごとに10までとします。

（4）受験資格特例教習については、大型自動車免許、中型自動車免許との申請を併用可能とします。（この場合の申請数はまとめて1とします）

（5）免許取得及び特例教習のどちらかの申請でも、申請数は1とします。

【上限免許数計算例】※7

	保有車両数 （エンジン付のみ）	計算方法	上限 免許数
本　社（札幌地区）	50両	50両÷30＝1．66≒2	2つ
A営業所（函館地区）	20両	20両÷30＝0．66≒1	1つ
B営業所（旭川地区）	40両	40両÷30＝1．33≒2	2つ
合　計			5つ

※7　この場合の助成上限免許数は全営業所を通じて5つまでとなります。

≪申込方法≫

以下の（1）～（5）の書類を地区ト協もしくは北ト協へ郵送してください。（持参可）
免許取得者・特例教習受講者が採用予定の場合は採用後に書類の作成及び提出を行ってください。

（1）「運転免許取得等支援助成金実績報告書（兼助成金交付請求）」（様式1）

（2）「運転免許取得助成金内訳書」（様式1の2）

（3）指定自動車教習所等並びに陸災防北海道支部が発行する領収書等の写し
※8　会員事業者により費用の支払いが行われたものが対象となります。
（従業員等個人が負担した場合は助成対象外となりますので、ご了承ください）
※9　教習を受けた免許区分等の記載が無い場合は、余白に「〇〇免許教習料」等と記入してください。

（4）助成対象免許取得後の運転免許証（もしくは技能講習修了証）の写し、受験資格特例教習については、修了証明書の写し
※10　裏面に限定解除等の記載がある場合は両面の写しを必ず添付して下さい。
※11　技能講習修了証は陸災防北海道支部が発行したもののみが対象

（5）免許取得者の健康保険証・運転日報・点呼簿・運転者台帳等のいずれかの写し
※12　会員の従業員として従事していることを確認します。
可能な限り申請直前のものを添付してください。

≪助成金の返還≫

当該免許取得後１年以内に、その従業員が退職した場合には、助成金を返還していただきます。また、次の（１）及び（２）に該当するとき、助成金の全部もしくは一部を返還していただくことがあります。

（１） 本助成事業の要綱その他北ト協が定める事項に違反したとき

（２） 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

※13 （１）及び（２）に該当した会員については、北ト協が行う助成事業すべてに係わる請求を当分の間受付けないことがあります。

捨印

様式１　（第６条関係）

年　　月　　日

運転免許取得等支援助成金実績報告書
（兼助成金交付請求書）

公益社団法人北海道トラック協会長　　殿

（〒　　－　　）

会社所在地
会　社　名
代　表　者　　印
担当者氏名
連　絡　先　ＴＥＬ
ＦＡＸ

運転免許取得等取得支援助成金交付要綱第６条に基づき、下記のとおり申請（請求）します。

記

１．助成金額：＿＿＿＿＿＿＿＿円（全ト協助成金額を含む金額を記入してください）

２．振込先銀行口座

銀行名	銀行 信用金庫 信用組合		支店名	支店			
預金種類	普通預金　・　当座預金						
口座番号							
(ふりがな) 口座名義							

助成金請求に必要な書類　　チェック欄

①　様式１「運転免許取得等取得支援助成金実績報告書」　□
②　様式１の２「運転免許取得等内訳書」　□
③　指定自動車教習所等並びに陸災防が発行する、助成対象項目に係わる支払いを会員事業所で完了していることがわかる書類の写し（領収書等）　□
④　助成対象項目の運転免許証・修了証明書、陸災防北海道支部発行の技能講習修了証の写し　□
※　運転免許裏面に限定解除等の記載がある場合は両面の写し
⑤　免許取得者の健康保険証・運転日報・点呼簿・運転者台帳・賃金台帳等いずれかの写し　□

全ト協の助成金（準中型・受験資格特例教習）を請求する場合に添付する書類

●免許取得者・特例教習受講修了者の健康保険証・雇用保険被保険者証等いずれかの写し　□
※　会社名・入社年月日が公的に確認できるもののみ
※　全ト協助成金の詳細は「【全ト協】若年ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ確保のための運転免許取得支援助成」をご確認ください。

地区ト協受付印	北ト協受付印

様式１の２

運転免許取得等支援助成金内訳書

年　　月　　日

【法人番号：　　】※１

No.	助　成　項　目 （対象に☑をつけて下さい）	本社名又は 支店・営業所名	取得者氏名	申請免許取得年月日 （特例教習は不要）	助成申請額（円）
1	□大型　□中型　□準中型 □けん引　□フォークリフト※２ □受験資格特例教習			年　　月　　日	①（北ト協） ②（全ト協準中型・受験資格特例教習）
2	□大型　□中型　□準中型 □けん引　□フォークリフト※２ □受験資格特例教習			年　　月　　日	①（北ト協） ②（全ト協準中型・受験資格特例教習）
3	□大型　□中型　□準中型 □けん引　□フォークリフト※２ □受験資格特例教習			年　　月　　日	①（北ト協） ②（全ト協準中型・受験資格特例教習）
4	□大型　□中型　□準中型 □けん引　□フォークリフト※２ □受験資格特例教習			年　　月　　日	①（北ト協） ②（全ト協準中型・受験資格特例教習）
5	□大型　□中型　□準中型 □けん引　□フォークリフト※２ □受験資格特例教習			年　　月　　日	①（北ト協） ②（全ト協準中型・受験資格特例教習）
合　　計（①・②の合計を記入してください）					円

※１　全ト協・若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成（準中型免許・特例教習受講（次ページ参照））を申請する場合は、法人番号をご記入ください。

※２（フォークリフト免許助成）：助成対象となる免許は陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）北海道支部が主催する技能講習を受講して取得した免許のみとなります。

【全ト協】若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成

北ト協へ特例教習の受講、準中型免許の助成金申請をする場合、北ト協の交付要綱の他、下記の内容を満たす会員については全ト協からも助成を受けることができます。ご確認のうえご申請ください。

≪助成対象期間≫

令和４年４月１日から令和６年２月２９日までに受講修了または取得したもの
（高等学校新卒者等で、入社前の在学中に準中免許を取得した場合も対象）
（令和４年度中）
※予算に達した場合は、その時点で受付を終了します

≪助成対象≫

下記の教習または指定自動車教習所等でかかる費用
（１）特例教習の受講
（２）準中型免許　①新規取得
②５トン限定解除

≪助成金交付要件≫

（１）当該会員が、令和４年４月１日以降に当該従業員を運転者として採用していることとします。
（２）運転者が、令和４年４月１日以降に指定自動車教習所等を活用して特例教習を受講修了または準中型免許を取得していることとします。
（３）当該運転者は、平成元年６月２日以降の生まれであることとします。
（４）当該運転者が、助成金申請時に当該会員事業所に在籍し、運転者として従事していることとします。
（５）当該免許取得に係わり、国の助成金の交付を受けていないこととします。

≪助成額≫

会員が指定自動車教習所等に支払った金額のうち、以下の上限額までとします。

項　　目	助成上限額
特例教習の受講	受講費用の３分の１ （上限１０万円）
準中型免許・新規取得	４０，０００円
準中型免許・５トン限定解除	２５，０００円

※１　通学費用や自動車運転免許試験場でかかる費用等は対象外です。
※２　北ト協と全ト協の助成額計が取得額を上回る場合、全ト協助成額を減額します。
※３　従業員等が個人で受講また免許取得費用を支払った場合は対象外となります。

≪助成限度≫

１会員あたり３０万円まで

≪申込方法≫

北ト協の様式１、様式１の２及び助成金請求に必要な書類の他に追加して、下記の⑴、⑵のどちらかの書類を地区ト協または北ト協へ郵送して下さい。（持参可）

⑴当該運転者の健康保険証（国民健康保険は対象外）の写し

⑵雇用保険被保険者証等の写し

※４　会社名・入社年月日が公的に確認できるもののみ

≪その他の要件等≫

北ト協「運転免許取得等支援助成交付要綱」に準じます。

運 転 者 適 性 診 断 受 診 料 助 成

この助成制度は、事故防止を目的とするもので、自動車事故対策機構等北海道トラック協会が指定する機関が実施する運転適性診断受診料の一部を助成します。

≪助成対象及び助成額≫

令和５年４月１日から令和６年３月２１日までに受診したもの

※予算に達した場合は、その時点で受付を終了します

自動車事故対策機構が実施する（１）～（４）の運転適性診断

（１）一般診断：　助成額　1,400 円　（通常料金 2,400 円　：会員負担1,000 円）

（２）同ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ付：　助成額　1,400 円　（通常料金 4,800 円　：会員負担3,400 円）

（３）初任診断：　助成額　2,800 円　（通常料金 4,800 円　：会員負担2,000 円）

（４）適齢診断：　助成額　2,800 円　（通常料金 4,800 円　：会員負担2,000 円）

※１　（３）は法律により定められた受診義務者のみが助成対象となりますが、（４）は受診義務者のほか、任意受診者も助成対象となります。

※２　特別診断及び特定診断Ⅰ・Ⅱは、助成対象外となります。

≪助成金対象≫

（１）助成対象者は受診申込時、及び受診時に会員であり、会費未納等が無い者とします。

（２）助成対象受診者は北海道内の地区トラック協会に所属する会員事業所に所属する運転者とします。

≪申込方法≫

下記実施機関へ直接お申込みください。

機関名	郵便番号	住　所	電話番号
苫小牧ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｽｸｰﾙ	059-1303	苫小牧市拓勇東町 8 丁目 6 番地-27	0144-55-7191
釧路ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｽｸｰﾙ	085-0061	釧路市芦野 5 丁目 12 番 1 号	0154-37-1115
㈱中央バス自動車学園	001-0908	札幌市北区新琴似 8 条 17 丁目 1-1	011-764-2525
独立行政法人 自動車事故対策機構 札幌主管支所	060-0908	札幌市中央区北 2 条東 12-98-42 新川ビル 8 階	011-218-8155
〃　函館支所	041-0806	函館市美原 1 丁目 18-10 函館東京海上日動ビル 3F	0138-88-1007
〃　釧路支所	085-0018	釧路市黒金町 7 丁目 4 番地 1 太平洋興発ビル 2 階	0154-32-7021
〃　旭川支所	070-0032	旭川市流通団地 2 条 4 丁目 32-1 旭川地区トラック研修センター2F	0166-40-0111

※３　受診枠に空きがあれば前日の申し込みでも可能ですが、時期により大変混み合いますので（特に初任診断）、できる限り早めにお申し込みください。

ドライバー健康診断受診料助成

トラック運転者の健康状態に起因する事故を防止し、一層の安全運行確保のため、会員が所属するドライバーに助成要件を満たす健康診断を受診させた場合に受診料の一部を助成します。

１．　トラック協会集団健康診断を受診

≪実施日時・場所≫

各地区トラック協会が定めた日時・場所とします。

≪対象者≫

受診対象者は、会員事業者の貨物運送事業（軽貨物を除く）で常時選任されている運転者とします。

≪健康診断の内容と受診料≫

労働安全衛生規則第４４条に準ずる定期健康診断

受診料5,500円/人（助成額を差引いた自己負担額）

≪申込方法≫

前回受診された事業者の方は、（公財）北海道労働保健管理協会から健康診断受診者名簿（昨年申込者印字あり）が送付されます。記載内容をご確認のうえ今回受診出来る方の名前等を追加・削除し、直接（公財）北海道労働保健管理協会へＦＡＸ（011-862-5169）にてお申込みください。

また、昨年受診されず、今年は受診を希望される事業者の方は、『令和５年度ドライバー健康診断 集団健診申込書』（様式１）に必要事項をご記入の上、所属地区トラック協会へお申込みください。

２．　医療機関等で個別に受診

≪助成対象期間≫

令和５年４月１日～令和６年２月２９日

※１　この期間中に受診及び支払いが完了したものに限ります。

≪対象者≫

助成対象者は、会員事業者の貨物運送事業（軽貨物を除く）で常時選任されている**ドライバー**とします。

≪健康診断の種類と受診料≫

（1）労働安全衛生規則第４４条に準ずる定期健康診断

助成額1名　1,500円

（2）労働安全衛生規則第４５条に準ずる健康診断（深夜業健康診断）

深夜業を含む業務に従事する運転者に対する健康診断　※２

助成額1名　1,500円

※２　目安として午後１０時から午前５時にかかる勤務が過去６ヵ月間を平均して１ヵ月あたり４回以上（過去６ヵ月間で合計２４回以上）あった運転者とします。

※３　「定期健康診断」及び「深夜業健康診断」ともに、受診料が助成額未満の場合は助成対象外です。

≪請求の方法及び提出期限≫

下記の(1)～(3)の書類を所属地区トラック協会へ提出してください。

（中間締め切り日令和５年１０月６日、最終締め切り日令和６年３月８日必着）

（１）「個別受診への助成金請求書」（様式２）

（２）受診した医療機関等が発行した領収書等（写し）支払いを証明する書類

（３）健診内容と受診人数が分かる明細書等（写し）を添付

≪助成金の支払≫

助成金の支払いは、地区トラック協会から現金または銀行振込で中間締め切り分を11月末日まで、最終締め切り分を３月末日までに支払います。

３．　労働保健管理協会の健診センターで直接受診

下記の健診センターに個別に行き、法定定期健康診断を受診していただく方法です。対象期間の開診時間内であればいつでも受診できます。また、あらかじめ助成された下記の金額で受診でき、トラック協会への手続きもなく便利な方法です。

≪対象期間≫　令和５年４月１日～令和６年２月２９日まで

≪利用方法≫

下記健診センターに「ドライバー健康診断受診料助成（直接受診）」（様式３）をご記入の上、直接お申込みください。受診料の支払方法については直接健診センターにご相談ください。トラック協会への手続きは特にありません。

≪受診料≫

健康診断の種類	会員負担額
定期健診	５，５００円／人
深夜業健診	５，１００円／人

≪健診場所≫

(公財)北海道労働保健管理協会 健診センター

TEL 011-862-5131

札幌市白石区本郷通3丁目南2

開診時間　：　月～金／8：45～11：30／13：00～15：00

※４　１．～３．のいずれも１事業者当たりの申請可能人数は保有車両数（被けん引除く）の２倍を上限とします。
（例）保有車両数１０台の場合（被けん引除く）　１０台×２＝２０人
定期・深夜業健康診断を合わせて「２０人」が申請上限です。
（申請上限内であれば、定期・深夜業健康診断の両方が申請可能）
また、場合により、常時選任運転者の確認のため、「運転者台帳」等の書類のコピーの提出を求める事がございます。

※５　領収書等の宛先は「会社名」として下さい。
（個人宛の領収書等では助成金の交付ができませんので、ご注意下さい）

◆定期健康診断（安衛則第 44 条）の項目◆

1 既往歴及び業務歴の調査
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3 身長(※6)、体重(※6)、腹囲(※6)、視力及び聴力の検査
4 胸部エックス線検査(※6) 及び喀痰検査(※6)
5 血圧の測定
6 貧血検査(血色素量及び赤血球数)(※6)
7 肝機能検査(GOT、GPT、γ―GTP)(※6)
8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(※6)
9 血糖検査(※6)
10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
11 心電図検査(※6)

※６　定期健康診断（安衛則第44条）における健康診断の項目の省略基準
定期健康診断については、以下の健康診断項目については、それぞれの基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。
なお、「医師が必要でないと認める」とは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。したがって、以下の省略基準については、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意して下さい。

項目	医師が必要でないと認める時に左記の健康診断項目を省略できる者
身長	20歳以上の者
腹囲	1. 40歳未満（35歳を除く）の者 2. 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 3. BMIが20未満である者（BMI）＝体重(kg)／身長(m)^2） 4. BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 1. 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 2. 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 3. じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	1. 胸部エックス線検査を省略された者 2. 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査、 肝機能検査、 血中脂質検査、 血糖検査、 心電図検査	35歳未満の者及び36～39歳の者

運行管理者一般講習受講料助成

この助成制度は、運行管理者一般講習を受講した際に、その受講料の一部を助成するものです。講習日程等については、各地区トラック協会にお問い合せください。

≪対象期間≫

令和５年４月１日～令和６年３月２１日までの間に受講されたもの

※予算に達した場合は、その時点で受付を終了します

≪助成対象≫

（１）交付対象者は研修申込み時、及び受講時に会員であり、会費未納等が無い者とします。

（２）交付対象受講者は北海道内の地区トラック協会に所属する会員事業所の従業員とします。

≪助成額≫

１名あたり 2,200 円 （通常料金 3,200 円・会員負担 1,000 円）

※１　受講料および助成額については、変更となる可能性があります。

≪申込方法≫

特に助成についての申し込みは必要ありません。受講当日に受付にて、会員負担分の受講料をお支払いください。

また、実施団体については、冊子裏面の◎運行管理者講習・適性診断実施団体◎の一覧をご覧ください。

整備管理者選任後研修受講料助成

この助成制度は、整備管理者選任後研修を受講した際に、その受講料の一部を助成するものです。研修日程等については、各地区トラック協会へお問い合せください。

≪助成対象≫

（１）助成対象者は研修申込み時、及び受講時に会員であり、会費未納等が無い者とします。

（２）交付対象受講者は北海道内の地区トラック協会に所属する会員事業所に属する従業員とします。

≪助成額≫

１名あたり 1,000 円

※予算に達した場合は、その時点で受付を終了します

≪申込方法≫

特に助成についての申し込みは必要ありません。

受講当日に受付にて、会員負担分の受講料をお支払いください。

運 転 経 歴 証 明 書 交 付 手 数 料 助 成

この助成制度は、優良運転者の賞揚や、ドライバーを新たに雇い入れる際に確認しなければならない過去３年間の事故歴把握などの目的で、自動車安全運転センターが発行する運転経歴に関する証明書の交付を受けた際に、その手数料の一部を助成するものです。

≪申込期間≫

令和５年４月３日から令和６年３月１２日までに発行されたものとします。

※自動車安全運転センターの証明書発行は、申請日の翌日以降となることから、遅くとも令和６年３月１１日（月）までに申請を済ませ、同年３月１２日（火）までの日付で証明書の発行を受けなければ助成の対象となりませんのでご注意願います。

※予算に達した場合は、その時点で受付を終了します

≪助成対象≫

自動車安全運転センターが発行する下記の①～④の運転経歴に関する証明書を対象とします。（会員事業所に従事するトラックドライバー分に限ります）

種　　別	証　　明　　内　　容
① 無事故･無違反証明書	無事故･無違反で経過した期間を証明 （優良運転者の表彰等に有効）
② 運 転 記 録 証 明 書	過去５年・３年・１年間の交通違反、交通事故、運転免許の行政処分の記録を証明　（安全運転の励行等に有効）
③ 累 積 点 数 証 明 書	交通違反や交通事故の点数が、現在何点になっているかを証明
④ 運転免許経歴証明書	過去に失効した免許、取り消された免許又は現在受けている免許の種類、取得年月日等を証明

※１　雇い入れ時の事故歴把握には、採用時から少なくとも過去３年以上の①又は②が必要です。

≪助成額≫

証明書１通あたり　２２０円　（通常料金 670 円・会員負担 450 円）

助成限度：トラックドライバー１名あたり

年度を通して上記表の①～④のうちいずれか１通

≪申込方法≫

所定の申請書に必要事項を記入・捺印の上、直接、または郵送にて自動車安全運転センターへ提出し、会員負担分の手数料を納付してください。

※２　自動車安全運転センター　北海道事務所　：ＴＥＬ 011-219-6615
〃　旭川方面事務所　：ＴＥＬ 0166-23-7299
〃　釧路方面事務所　：ＴＥＬ 0154-25-7171
〃　北見方面事務所　：ＴＥＬ 0157-23-1705
〃　函館方面事務所　：ＴＥＬ 0138-55-7500

別紙1

加入地区トラック協会名	

□運転記録証明書 □無事故・無違反証明書 交付申請書

□１年間　□３年間　□５年間　（ 申請総数　　通 ）

※「運転記録証明書」か「無事故・無違反証明書」のいずれかに□レをつけて下さい。
また、「運転記録証明書」の場合は、「１年間」、「３年間」、「５年間」の別についても同様に表示して下さい。

自動車安全運転センター北海道事務所長　殿

私は、下記委任状記載の者より貴センターが発行する上記証明書の「交付申請」及び「証明書受領」についての委任を受けましたので委任状(申請者一覧)を添えて証明書の交付を申請します。

令和　　年　　月　　日

（委任状記載者代理人）　〒
住　　所（所在地）:
法人名（事業所名）:
代　表　者　:　　㊞

（連絡先担当者：　　電話番号：　　）

委　任　状　（申請者一覧）

私は、上記の者を代理人と定め、運転記録証明書・無事故無違反証明書の交付申請手続き及び証明書受領にかかる一切の事務を委任しました。

また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止上の統計分析資料の作成に使用し提供すること、並びに代理人が証明書の内容を確認の上で交通事故防止のための資料として活用することについて同意いたします。

No.	整理番号 (記入しないで下さい)	免許証番号	ふりがな 申請者氏名	印	生年月日	備考
1					昭・平 ・　・	
2					昭・平 ・　・	
3					昭・平 ・　・	
4					昭・平 ・　・	
5					昭・平 ・　・	
6					昭・平 ・　・	
7					昭・平 ・　・	
8					昭・平 ・　・	
9					昭・平 ・　・	
10					昭・平 ・　・	

注（1）11人以上の場合は、コピーしてお使い下さい。
（2）申請書は、窓口提出又は郵送して下さい。
（3）手数料は、証明書１通６７０円（トラ協会員４５０円）です。申請時に窓口納付又は銀行振込で納付方お願いします
◎ 札幌・室蘭地区会員の方は、下記、自動車安全運転センター北海道事務所に納付願います。
○ 札幌市中央区北2条西7丁目北海道警察本部1階　自動車安全運転センター北海道事務所
（電話011－219－6615）（FAX011－219－6623）
○ 振込先　北海道銀行道庁支店(178)　普通預金(0601484)
自動車安全運転センター北海道事務所・トラ協用
◎ 札幌・室蘭地区以外の会員の方は、ご面倒でも該当する地区の自動車安全運転センター事務所に確認の上、納付願います。
（4）下記事項につきましては、自動車安全運転センターが行う「優秀安全運転事業所等に対する表彰制度」(H17.1.1施行)の参考とするものです。差し支えのない範囲でご記入をお願い致します。

業　種		全従業員数	人	運転者数	人	保有車両台数	台

中小企業大学校旭川校研修受講料助成

この助成制度は、トラック運送事業者の経営者・管理者等の育成と経営基盤のより一層の向上を図ることを目的とするもので、中小企業大学校旭川校の経営戦略等の講座及びＷＥＢｅｅ　Ｃａｍｐｕｓ（Ｗｅｂ講座）、サテライトゼミを受講した際の費用の一部を助成します。

≪申込期間≫

令和５年４月１日～令和６年３月１日まで

※予算に達した場合は、その時点で受付を終了します

≪助成対象≫

（１）中小企業大学校旭川校が定める講座であり、本助成制度の目的を達成する内容とします。

（２）受講者は、会員であって中小企業（資本金３億円以下又は従業員 300 人以下）の経営者、後継者及び管理者に限ります。

※１　具体的な講座の開催予定については、別表の予定表をご覧ください。

≪助成額≫

全講座　受講料の２／３

≪申込方法≫　**※事前申請が必要となりますのでご注意ください**

下記の（１）～（３）の手順により書類を北ト協に提出及び支払いをしてください。

（１）事前に、所定の受講申込書に必要事項を記入した上で、**北ト協**に提出してください。後日、北ト協から受講料助成の承認の通知をします。

※２　助成の承認を受けずに大学校へ受講申込手続きした場合には、助成できませんのでご注意ください。

※３　大学校への受講申込手続きは、北ト協が行います。

（２）大学校が発行する「受講受入の決定について」に従い、受講料を期日までに支払ってください。

（３）受講者が所定の講座を修了し、大学校から「修了証書」の交付を受けたときにはその日から１０日以内に、所定の「受講料助成請求書」に「修了証書」の写しを北ト協へ提出してください。

受講料助成請求書

令和　　年　　月　　日

（公社）北海道トラック協会　会長　様

会社名

代表者　　印

中小企業大学校旭川校研修受講料助成要領に基づき、助成金を下記の通り、請求いたします。

金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

助成金振込先口座

＿＿＿＿＿＿＿＿（銀行・信金・信組）＿＿＿＿＿＿＿支店

普通　・　当座　　口座番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ﾌﾘｶﾞﾅ）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

口座名義＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（添付書類）

「修了証書」（写）１部

２０２３年度　開講予定講座一覧表

No.	コース名	期　間	日数（時間数）	受講料（税込）
301	<第11期>経営管理者養成コース	7月4日(火)　～　12月8日(金) 〔開講日〕　〔終講日〕	24日間　(188H)	298,000円
1	新任管理者研修（４月開講）	4月11日(火)　～　4月14日(金)	4日間　(27H)	39,000円
2	~~建設業のための現場管理者養成講座（４月開講）~~	4月17日(月)　～　4月19日(水)	3日間　(21H)	32,000円
3	営業力を高める商談・交渉力（札幌開催）	4月18日(火)　～　4月19日(水)	2日間　(12H)	22,000円
4	５S基礎講座　※インターバル	4月20日(木)　～　5月19日(金)	4日間　(27H)	39,000円
5	コーチングと部下育成	4月25日(火)　～　4月27日(木)	3日間　(21H)	32,000円
6	会計情報活用講座（帯広開催）	5月11日(木)	1日間　(7H)	16,000円
7	チームマネジメント力強化講座（札幌開催）	5月16日(火)　～　5月18日(木)	3日間　(21H)	32,000円
8	次世代トップリーダー研修	5月23日(火)　～　5月25日(木)	3日間　(21H)	32,000円
9	経営に活かす！人材育成の進め方	5月29日(月)　～　5月31日(水)	3日間　(21H)	32,000円
10	若手リーダー研修（６月開講）	6月7日(水)　～　6月9日(金)	3日間　(21H)	32,000円
11	クレーム対応力強化講座（札幌開催）	6月12日(月)　～　6月14日(水)	3日間　(21H)	32,000円
12	中堅管理者研修（６月開講）	6月14日(水)　～　6月16日(金)	3日間　(21H)	32,000円
13	決算書の読み方基礎講座	6月21日(水)　～　6月23日(金)	3日間　(21H)	32,000円
14	コミュニケーション活性化講座（札幌開催）	6月26日(月)　～　6月28日(水)	3日間　(21H)	32,000円
15	リスク管理の考え方・進め方（札幌開催）	7月5日(水)　～　7月6日(木)	2日間　(12H)	22,000円
16	~~生産現場改善講座~~	7月10日(月)　～　7月12日(水)	3日間　(21H)	32,000円
17	DX・デジタル化の進め方（札幌開催）	7月13日(木)　～　7月14日(金)	2日間　(12H)	22,000円
18	定着につながる！新人・若手の指導法	7月20日(木)　～　7月21日(金)	2日間　(12H)	22,000円
19	経営トップセミナーⅠ	7月25日(火)	1日間　(6H)	16,000円
20	女性管理者養成講座（札幌開催）	7月26日(水)　～　7月28日(金)	3日間　(21H)	32,000円
21	従業員のための健康経営講座（札幌開催）	8月2日(水)　～　8月3日(木)	2日間　(12H)	22,000円
22	リーダーシップ強化講座	8月7日(月)　～　8月9日(水)	3日間　(21H)	32,000円
23	財務分析の進め方	8月21日(月)　～　8月23日(水)	3日間　(21H)	32,000円
24	ヒューマンエラー・ポカミス対策講座	8月22日(火)　～　8月24日(木)	3日間　(21H)	32,000円
25	仕事を効率化するIT活用講座	8月28日(月)　～　8月29日(火)	2日間　(14H)	22,000円
26	事業継続計画（BCP）の作り方（札幌開催）	9月12日(火)　～　9月14日(木)	3日間　(21H)	32,000円
27	人事・労務管理の基本と実務（札幌開催）	9月20日(水)　～　9月22日(金)	3日間　(21H)	32,000円
28	営業力を高める顧客ニーズのつかみ方	9月26日(火)　～　9月28日(木)	3日間　(21H)	32,000円
29	組織風土づくりの考え方・進め方（札幌開催）	10月4日(水)　～　10月6日(金)	3日間　(21H)	32,000円
30	ブランディング実践講座	10月12日(木)　～　10月13日(金)	2日間　(14H)	22,000円
31	５S基礎講座（札幌開催）　※インターバル	10月16日(月)　～　11月22日(水)	4日間　(27H)	39,000円
32	資金繰りを向上させる会計実務講座	10月18日(水)　～　10月20日(金)	3日間　(21H)	32,000円
33	SDGsの考え方・進め方（札幌開催）	10月23日(月)　～　10月24日(火)	2日間　(12H)	22,000円
34	新任管理者研修（１０月開講）	10月24日(火)　～　10月27日(金)	4日間　(27H)	39,000円
35	中堅管理者研修（１１月開講）	11月15日(水)　～　11月17日(金)	3日間　(21H)	32,000円
36	Webマーケティング講座	11月21日(火)　～　11月22日(水)	2日間　(14H)	22,000円
37	ファシリテーション基礎講座（札幌開催）	11月27日(月)　～　11月29日(水)	3日間　(21H)	32,000円
38	企業法務講座（札幌開催）	12月6日(水)　～　12月7日(木)	2日間　(12H)	22,000円
39	若手リーダー研修（１２月開講）	12月12日(火)　～　12月14日(木)	3日間　(21H)	32,000円
40	OJTで育てる自律型人材	1月11日(木)　～　1月12日(金)	2日間　(12H)	22,000円
41	営業計画策定講座　※インターバル	1月15日(月)　～　2月21日(水)	4日間　(26H)	39,000円
42	トラック運送業の業務改善講座	1月18日(木)　～　1月19日(金)	2日間　(12H)	22,000円
43	決算書の読み方基礎講座（札幌開催）	1月22日(月)　～　1月24日(水)	3日間　(21H)	32,000円
44	経営トップセミナーⅡ（札幌開催）	1月30日(火)	1日間　(6H)	16,000円
45	多能工化（マルチスキル）の進め方（札幌開催）	2月5日(月)　～　2月7日(水)	3日間　(21H)	32,000円
46	~~建設業のための現場管理者養成講座（２月開講）~~	2月7日(水)　～　2月9日(金)	3日間　(21H)	32,000円
47	後継者のための企業経営講座（札幌開催）	2月14日(水)　～　2月15日(木)	2日間　(12H)	22,000円
48	職場の問題発見・解決力強化講座	2月14日(水)　～　2月16日(金)	3日間　(21H)	32,000円
49	物流改善の考え方・進め方（基本編）	2月19日(月)　～　2月20日(火)	2日間　(12H)	22,000円
50	人材採用・定着の進め方	2月26日(月)　～　2月28日(水)	3日間　(21H)	32,000円
51	管理者のセルフマネジメント術（札幌開催）	2月27日(火)　～　2月28日(水)	2日間　(14H)	22,000円

※２、１６、４６の講座については助成対象外となっております。

※WEB講座、サテライトキャンパスについては北ト協会HPをご覧ください。

2023.3

※この様式をコピーしてお使いください。

中小企業大学校 旭川校　研修担当　行

FAX：011-521-5810

※事務処理欄			

2023年度研修　受講申込書・宿泊申込書

20　　年　　月　　日

申込企業	
	〒064-0809 住　所　札幌市中央区南9条西1丁目1－10
	ふりがな　ほっかいどうとらっくきょうかい 企業／団体名　（公社）北海道トラック協会　　㊞
	ふりがな　く　どう　しゅう　じ 代表者名　工　藤　修　二
	代表 TEL（011）511-9784　代表 FAX（011）521-5810

受理印

お申込後、受理印を押印して返信いたします

申込者と受講者の所属する企業が異なる場合は、下欄へ受講者の企業についてご記入ください。

ふりがな 受講企業名		ふりがな 代表者名	
住　所	〒　－		
TEL（　）	－　FAX（　）	－　E-mail：	
連絡先	担当部課：　役職：　担当者名：		

記入上の注意

●大学校施設（北心寮）へは、研修期間の前日から最終日の翌朝までお泊りいただけます。※寮費3,000円/泊（朝食付き・税込）〔予定〕満室の際はご容赦ください。
●ご宿泊の方は、必ず喫煙の有無をご記入ください。（**全室禁煙**ですが、喫煙所のある階にお部屋をご用意いたします）
●宿泊期間が複数回ある研修については、初回分の宿泊予定のみご記入ください。2 回目以降は来校時に確認させていただきます。

受講者情報						
コースNo.		コース名				
ふりがな 氏　名			年　齢	歳	性　別	男 ・ 女
支店名		役　職		役職区分	1.代表者　2.役員　3.管理者　4.管理者候補など	
入寮申込	入寮する ⇒	宿泊期間	チェックイン　／	チェックアウト　／	（　泊　日）	
	入寮しない	緊急連絡先（ご自宅等）	TEL：（　）　－		喫　煙	有 ・ 無
その他	（例：車椅子・アレルギーなど）					

受講者情報						
コースNo.		コース名				
ふりがな 氏　名			年　齢	歳	性　別	男 ・ 女
支店名		役　職		役職区分	1.代表者　2.役員　3.管理者　4.管理者候補など	
入寮申込	入寮する ⇒	宿泊期間	チェックイン　／	チェックアウト　／	（　泊　日）	
	入寮しない	緊急連絡先（ご自宅等）	TEL：（　）　－		喫　煙	有 ・ 無
その他	（例：車椅子・アレルギーなど）					

企業概要について 業種は該当するものに✓印をつけてください	☐1 建設業　☐2 製造業　☐3 電気・ガス・熱供給・水道業　☐4 情報通信業　☐5 運輸業 ☐6 卸売業　☐7 小売業　☐8 飲食店・宿泊業　☐9 金融・保険業　☐10 不動産業　☐11 サービス業 ☐12 その他（　）
	主要取扱品目・サービス：
	大学校の利用は初めてですか：☐ 初めて ・ ☐ 過去に受講あり（平成・令和　年頃）
	資本金：　千円　常用雇用人数：　人　業態：☐法人・☐個人・☐その他
助成金制度の利用	☐ 利用しない　☐ 利用する［☐ キャリア形成促進助成金制度　☐ その他（　）］
受講のきっかけ（最も当てはまるもの1つ）	☐ ダイレクトメール（☐ 当校パンフレット　☐ FAX　☐ E-mail ）　☐ ホームページ　☐ メールマガジン ☐ 当校スタッフ　☐ 紹介（　）　☐ 商工団体等　☐ 金融機関からの情報　☐ その他（

申込書を受理後、必要書類一式（受講料振込用紙など）を郵送いたします

開講の1ヶ月以上前にお申込いただいた方には、開講の約1ヶ月前に郵送いたします

受講のキャンセルについては、お電話にてお申し出ください。　キャンセルのお申し出日が土・日・祝祭日にあたる場合は、メール（asahi-kenshu@smrj.go.jpあて）またはFAX 0166-65-2190でご連絡ください。

受講申込における個人情報の保護について	中小企業大学校旭川校では「個人情報保護法」に定義されている個人情報に該当する情報につきましては、適切な管理に務めてまいります。受講申込書に記載されている内容をもとに、お客様に有益と思われる研修等のご案内を郵便、電子メール、FAX等でお送りさせていただくことがあります。また、受講者・企業同士の円滑なコミュニケーションを図るため、座席表へお名前及び勤務先企業名を掲載させていただきます。掲載を希望されない方や、個人情報につきましてご不明な点等ございましたら旭川校までお寄せくださいますようお願いいたします。

ホームページからもお申し込みいただけます。　中小　旭川　検索

睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査助成

トラックドライバーの健康な日常生活と安全な運転を支援するため、睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）の早期発見と適切な治療を目的とした、「スクリーニング検査」費用の一部を助成します。また、ＳＡＳスクリーニング検査を受けた会員事業者は、検査後の状況報告（病院で精密検査や治療を受けた方の人数、点呼時の指示・指導状況など）を速やかに提出して頂きます。

【申込の流れ】① 会員事業者　⇒　北ト協へ事前申込（様式１－１）
② 北ト協　⇒　会員事業者へ受付完了通知（北ト協よりFAXにて）
③ 会員事業者　⇒　医療機関へ受診申込（様式１－２）
④ 会員事業者　⇒　検査終了後、報告書を北ト協へ提出（様式１－３）

≪事前申込期間≫

令和５年４月１日 から 令和５年１２月２９日まで
※予算に達した場合は、その時点で受付を終了します

≪助成対象≫

全ト協・北ト協が指定する検査機関において受診するＳＡＳスクリーニング検査のうち、健康保険適用外である以下の⑴及び⑵のものに限ります。
（１）第１次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定）
（２）第２次検査（ﾌﾛｰｾﾝｻｰ法、ﾊﾟﾙｽｵｷｼﾒﾄﾘ等による簡易スクリーニング検査）

≪助成金額及び助成人数≫

助成金額：第１次・第２次検査費用（税込）の半額　（上限2,500円／名）。
助成人数：１事業者（所属地区会費対象の貨物自動車台数で、被けん引車を除く台数を基準）ごとの助成人数上限を５０名。

≪申込方法≫　※事前確認及び申込が必要になりますのでご注意ください

（１）事前確認
助成を受けることができるかどうか、まずは、北ト協へ確認し、申込書等必要書類を請求してください。

（２）申込み
①（１）**の確認後、北ト協へ**「検査事申込書」（様式１－１）を郵送またはFAXで申込みをしてください。（持参も可）

② 受付完了後、検査・医療機関へ予約を入れてください。

※下記の医療機関は、全日本トラック協会が指定する検査機関です。
道内指定医療機関については、次ページをご確認ください。

・NPO 法人　睡眠健康研究所　http://plaza.umin.ac.jp/sleep/
・NPO 法人　ヘルスケアネットワーク　https://sas.ochis-net.jp/
・一般財団法人　運輸・交通 SAS 対策支援センター　https://www.sas-support.or.jp/

（３）検査の実施

①予約後、「検査申込書兼委任状」（様式１－２）に必要事項を記入して、検査・医療機関に提出します。その際に、写しの保管をお願いします。

②検査費用を検査・医療機関に支払い後、検査費明細書・領収書の保管をお願いします。

③検査・医療機関の指示に従い、検査を実施してください。
後日、検査結果が送付されます。

（４）助成金の請求期限及び請求方法

検査実施後、下記の①～③の書類を令和６年３月１日までに**北ト協**へ郵送してください。（ＦＡＸ不可・持参は可）

①「検査実績報告書」（様式１－３）

②検査・医療機関の検査明細書の写し

③検査・医療機関の領収書の写し

（５）検査後の状況報告

検査後速やかに、「検査結果状況等の報告」（様式１－５）をしてください。
こちらは、令和３年度より、Ｗｅｂに移行しておりますので、北ト協ＨＰ、または下記のＱＲコードよりご回答をお願いいたします。

※全ト協 HP の「SAS スクリーニング検査助成制度アンケート回答」ページにリンクします。

ご不明な点や利用できる医療機関については、**北ト協**へご確認ください。

（公社）北海道トラック協会　業務部　TEL：011-511-9784

SAS 道内指定医療機関　※この他は全ト協指定医療機関の３ヶ所（様式１－１に掲載）です。

検査・医療機関名称	社会医療法人鳩仁会　札幌中央病院
住　　所	〒064－0809　札幌市中央区南 9 条西 10 丁目 1-50 電　話　０１１－５１３－０１１１　　ＦＡＸ　011-531-9746

検査・医療機関名称	医療法人徳洲会　札幌徳洲会病院
住　　所	〒004－0041　札幌市厚別区大谷地東１丁目１番１号 電話・ＦＡＸ　０１１－８９０－１６７５

検査・医療機関名称	医療法人徳洲会　札幌南徳洲会病院
住　　所	〒004－0801　札幌市清田区里塚１条２丁目 20-1 電　話　０１１－８８３－０６０２　ＦＡＸ　011-883-0642

検査・医療機関名称	医療法人徳洲会　札幌東徳洲会病院
住　　所	〒065－0033　札幌市東区北 33 条東 14 丁目 3-1 電　話　０１１－７２２－１１２０　ＦＡＸ　011-723-5631

検査・医療機関名称	医療法人徳洲会　帯広徳洲会病院
住　　所	〒080－0302　河東郡音更町木野西通 14 丁目 2-1 電　話　０１５５－３２－３０３０　ＦＡＸ　0155-32-3522

検査・医療機関名称	医療法人徳洲会　日高徳洲会病院
住　　所	〒056－0005　日高郡新ひだか町静内こうせい町１丁目 10-27 電　話　０１４６－４２－０７０１　ＦＡＸ　0146-43-2168

検査・医療機関名称	医療法人双葉会　旭川脳神経外科循環器内科病院
住　　所	〒078-8220　旭川市１０条通２１丁目 電　話　０１６６－３３－２３１１　ＦＡＸ　0166-35-5386

検査・医療機関名称	医療法人社団　ななかまど会　なかの呼吸器科内科クリニック
住　　所	〒078-8211　旭川市１条通１８丁目 189-1 電　話　０１６６－３４－１１５９　ＦＡＸ　0166-34-1144

検査・医療機関名称	山川内科医院
住　　所	〒080－0011　帯広市西１条南 11 丁目 20 番地 電　話　０１５５－２４－３１８１　ＦＡＸ　0155-24-3182

検査・医療機関名称	釧路市医師会健診センター
住　　所	〒085－0061　釧路市錦町 2-4 ﾌｨｯｼｬｰﾏﾝｽﾞ ﾜｰﾌ ＭＯＯ ５階 電　話　０１５４－２５－４７７４　ＦＡＸ　0154-25-7989

検査・医療機関名称	医療法人社団博彰会　佐野病院
住　　所	〒071-8133 旭川市末広３条３－１－１５ 電　話　０１６６－５２－１１７７　ＦＡＸ　0166-52-2552

捨印

【様式１－１】　　（ 会員事業者 → 都道府県トラック協会 ）

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る

スクリーニング検査事前申込書

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿トラック協会　会長　殿

トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群（SAS）」スクリーニング検査を申し込みます。

事 業 者 名	
代 表 者 名	印
住　　所	〒　　－
電話 ／ ＦＡＸ番号	
連絡責任者名	
連絡先電話番号	

検査を申込みされる検査・医療機関名の右側に、申込みされる人数をご記入ください。

全ト協指定機関	NPO 法人　睡眠健康研究所	人
	NPO 法人　ヘルスケアネットワーク	人
	一般財団法人　運輸・交通 SAS 対策支援センター	人

申込検査・医療機関が、「全ト協指定検査・医療機関」以外の場合は、下記にご記入ください。

地方協会指定機関	検査・医療機関名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 住所 〒　　－ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿	人

※　受診者数に変更が生じた場合は、必ず都道府県トラック協会までご連絡下さい。
　　特に増員については、受診前に連絡がない場合は助成が受けられなくなる場合もございます。

※　地方指定機関については、P27 の助成対象医療機関一覧をご覧ください。それ以外の医療機関については、助成対象外となりますので、ご了承ください。

【様式１－２】　　（ 会員事業者 → 検査・医療機関 ）

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る

スクリーニング検査申込書兼委任状

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿ 殿（検査を申込みされる検査・医療機関名をご記入ください。）

事業者名		（連絡責任者） 役職・氏名	
代表者名	印	電話番号	
住　　所	〒　　－		

1. 私（申込者）は、睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という。）のスクリーニング検査申込にかかる一切の事務及び SAS スクリーニング検査結果の受領については、上記事業者に委任致します。また、検査の結果、「精密検査が必要」と判断された場合は、SAS が原因と思われる健康起因事故及び労働災害事故を未然に防止することから検査・医療機関ならびに事業者の指導に従うことを同意致します。
2. 私（事業者）は、申込者の検査結果から得た個人情報の保護に充分配慮するとともに、検査結果を理由に、解雇や配置転換など申込者の不利益の無いようにすることを同意致します。
3. 私（事業者、申込者）は、SAS スクリーニング機器の取り扱いについては充分注意致します。なお、不手際により破損、紛失等が生じた場合は相当額を賠償致します。
4. 正本は検査・医療機関に提出し、事業者は写しを保管する。なお、申込者より本状の写しを求められたときは当該者の欄のみの写しを渡す。

※ 検査・医療機関及び事業者は、個人情報保護法にもとづき、本状の取り扱いについて目的外利用並びに紛失、流失などの無いよう充分注意すること。

No.	機器No.	申込者　氏名	氏名　ふりがな	同意年月日	印
1				年　月　日	
2				年　月　日	
3				年　月　日	
4				年　月　日	
5				年　月　日	
6				年　月　日	
7				年　月　日	
8				年　月　日	
9				年　月　日	
10				年　月　日	
11				年　月　日	
12				年　月　日	
13				年　月　日	
14				年　月　日	
15				年　月　日	
16				年　月　日	
17				年　月　日	
18				年　月　日	
19				年　月　日	
20				年　月　日	

（注）都道府県トラック協会への申請（様式１－１）の提出はお済みでしょうか。
事前の申請がない場合は、助成が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

【様式１－３】　　（ 会員事業者 → 都道府県トラック協会 ）

捨印

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る

スクリーニング検査実績報告書

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿トラック協会　会長　殿

トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群（SAS）」スクリーニング検査助成金の交付を申請いたします。

助成金交付申請金額 ＿＿＿＿＿＿＿＿ **円（受診料（税込）×２分の１、また上限２，５００円まで）**

受診した検査・医療機関 いずれかを○で囲んでください。 地方協会　指定検査・医療機関 で受診の場合 検査・医療機関を ご記入ください。	**１．NPO 法人睡眠健康研究所** **２．NPO 法人ヘルスケアネットワーク** **３．一般財団法人　運輸・交通 SAS 対策支援センター** **４．地方協会指定　検査・医療機関** 検査・医療機関名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 住所 〒　　－ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿
事 業 者 名	
代 表 者 名	印
住　　所	〒　　－
電 話 番 号	

一次検査受診者数 （簡易ｱﾝｹｰﾄ）	人	二次検査受診者数 （ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ検査）	人

事前申込書【様式１－１】でご記入いただいた申込人数	人

事前申込書【様式１－１】に対する受診状況についていずれかを○で囲んでください。
1. 申請通りに全員受診済み　　2. 一部未受診者あり（①これから受診する　　人　②受診は中止する　　人）
3. その他理由（　　）
※　未受診の方は早急に検査を受けてください。また、事前申込書の検査受診人数を超過することはできません。

振 込 先 金融機関	金融機関名	銀行　　支店
	口 座 名 義	
	口 座 番 号	1.　普通 2.　当座

※　検査・医療機関の検査明細書の写し及び領収書の写しを添付し、郵送してください。（FAX 受付不可）

安　全　教　育　訓　練　受　講　料　助　成

この助成制度は、安全訓練が可能な施設において運転者教育を行うことにより個人別の安全基礎知識・危険予知能力・危険回避能力等を研鑽し交通事故防止を図るもので、その講習の受講料を助成するものです。また、道外の安全運転研修施設における安全教育訓練の受講については別に定めます。

≪申込期間≫

令和５年４月１日から令和６年３月１日まで

※予算に達した場合は、その時点で受付を終了します

≪助成対象≫

（１）助成対象者は研修施設における訓練受講時、及び申請時に会員であり、会費未納等が無い者とします。

（２）助成対象受講者は北海道内の地区トラック協会に所属する会員事業所の運転者とします。

≪助成対象講習及び助成額≫

助成対象の講習は、以下のとおりです。（受講料以外の費用は助成しません）

研修名	受講料	助成額	会員負担額
一般運転者講習　１日コース	31,500 円	31,500 円	0 円
一般運転者講習　２日コース	42,000 円	42,000 円	0 円
一般運転者講習　３日コース	67,200 円	67,200 円	0 円
初任運転者講習　１日コース	31,500 円	26,500 円	5,000 円
初任運転者講習　２日コース	47,250 円	37,250 円	10,000 円
初任運転者講習　３日コース	67,200 円	67,200 円	0 円
添乗・指導管理者研修　１日コース	31,500 円	31,500 円	0 円
添乗・指導管理者研修　３日コース	67,200 円	67,200 円	0 円

※１　１会員事業者の助成限度人数は１回の研修につき４名までです。
（ただし、初任運転者講習またはＧマーク認定事業所の運転者が３日コースの講習を受講する場合はこの限りではありません）

≪申込方法≫

受講申込書を実施機関である、
(株)苫小牧ドライビングスクール（TEL：0144-57-8410）または
(株)苗穂自動車学園　釧路自動車学校（TEL：0154-37-1196）へ提出し
申し込んでください。

各施設、各講習共通申込書 1日・2日・3日コース

２０２３年　（公社）北海道トラック協会

公益社団法人　北海道トラック協会長　殿

※　担当者氏名、電話、ＦＡＸ番号は正しく、はっきりと記載して下さい。

所属地区協会	札幌　・　函館　・　室蘭　・　旭川　・　十勝　・　釧根　・　北見	
支部または部会名	支部　　部会	
会社名	〒　　－	
所在地		
代表者氏名		
フリガナ		部　署　名
担当者氏名		
連絡先	TEL	FAX

１．希望する研修施設　どちらかに○をお付け下さい。

研修施設	１　東地区会場（釧路）　　２　西地区会場（苫小牧）

２．参加者及び研修コース　　**※初任運転者として研修及び診断を希望する方は対象者欄に○を記入。**

希望する研修コースは「研修日程一覧表」の研修コース No と日付を記入して下さい。

フリガナ 氏　名	性別	年齢	採用年月	経験年数	初任研修 希望は○	初任診断 希望は○	宿泊希望 禁煙有無	希望する研修コース 日付と希望番号記入
	男・女	歳	年　月	年			希・無 禁煙・喫煙	月　日～　日 全ト・北トNo_____
	男・女	歳	年　月	年			希・無 禁煙・喫煙	月　日～　日 全ト・北トNo_____
	男・女	歳	年　月	年			希・無 禁煙・喫煙	月　日～　日 全ト・北トNo_____
	男・女	歳	年　月	年			希・無 禁煙・喫煙	月　日～　日 全ト・北トNo_____

３．参加の注意事項

次の場合には、研修料の一部、又は全額を受講者が負担しなければならないことがありますのでご注意下さい。

①　研修受講日の２日前を経過して、申し込み事項の変更又は中止をした時。
②　特別な事由なく、申し込みした研修をしないか又は受講を途中で中止した時。
③　研修において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為・不適切な行為があった時。

弊社(店)従業員に対する安全運転研修を上記の通り計画しましたので、申込書を提出致します。

この申込書を FAX にてお送り下さい。

東地区（釧　路）＝FAX　0154 - 37 - 1178　担当者＝藤原・久慈
TEL　0154 - 37 - 1196
西地区（苫小牧）＝FAX　0144 - 57 - 8410　担当者＝坪井・斉藤
TEL　0144 - 57 - 8410

ご不明な点は各施設担当者までお問い合わせ下さい。おって研修施設よりご連絡いたします。

DA 釧路（東地区）

令和５年度　一般・初任ドライバー・添乗指導等　安全運転講習日程

一般・初任ドライバー研修　１日コース 釧路開催は初任診断も同時に可能（定員有） ※北ト協 2～5 は十勝会員のみ			
研修コース NO	日　　程	申込締切日	定員
北ト協　1	令和 5 年 04 月 22 日（土）	令和 5 年 04 月 12 日（水）	20
※北ト協 2（十勝開催）	※令和 5 年 05 月 20 日（土）	令和 5 年 05 月 10 日（水）	20
※北ト協 3（十勝開催）	※令和 5 年 05 月 21 日（日）	令和 5 年 05 月 11 日（木）	20
※北ト協 4（十勝開催）	※令和 5 年 05 月 27 日（土）	令和 5 年 05 月 17 日（水）	20
※北ト協 5（十勝開催）	※令和 5 年 05 月 28 日（日）	令和 5 年 05 月 18 日（木）	20
北ト協　6	令和 5 年 06 月 03 日（土）	令和 5 年 05 月 24 日（水）	20
北ト協　7	令和 5 年 06 月 24 日（土）	令和 5 年 06 月 14 日（水）	20
北ト協　8	令和 5 年 10 月 28 日（土）	令和 5 年 10 月 18 日（水）	20

一般・初任ドライバー研修　２日コース ドライバーの安全研修と初任研修の 15 時間を同時に行います		◎人数に制限がありますが初任診断も同時に行うことが出来ます	
研修コース NO	日　　程	申込締切日	定員
全ト協 1	令和 5 年 06 月 10・11 日（土日）	令和 5 年 06 月 01 日（木）	20
全ト協 2	令和 5 年 10 月 14・15 日（土日）	令和 5 年 10 月 04 日（水）	20

一般ドライバー研修（初任 15 時間含）３日コース 管理者研修（添乗指導含）　３日コース			
研修コース NO	日　　程	申込締切日	定員
全ト協 3　一般ドライバー	令和 5 年 10 月 21～23 日（土日月）	令和 5 年 10 月 11 日（水）	20
全ト協 4　添乗・管理者	令和 5 年 11 月 04～06 日（土日月）	令和 5 年 10 月 25 日（水）	20

※　いずれも新型コロナウイルスの沈静状況によりで定員を削減する場合があります。
　　予めご了承ください。

●　釧路開催はどこの地域からでも参加可能です。また、初任診断も可能です。

○ドライバー研修は無料ですが初任研修をご希望の場合は 1 日コース 5,000 円、2 日コースは 10,000 円が事業所負担となります。

○※印の十勝地区開催は初任診断不可。

西地区会場（苫小牧）

令和5年度
研　修　日　程　一　覧　表

研修施設：ドライビング　アカデミー　北海道

◆　北ト協＝北海道トラック協会認定講習
◆　全ト協＝全日本トラック協会認定講習

	研修コース	日程	申込締切日
	一般・初任ドライバー研修　1日コース		
	北ト協　1	令和5年 4月22日(土)	令和5年 4月12日(水)
	北ト協　2	令和5年 5月27日(土)	令和5年 5月17日(水)
	北ト協　3	令和5年 6月 3日(土)	令和5年 5月24日(水)
	北ト協　4	令和5年 7月22日(土)	令和5年 7月12日(水)
☆	北ト協　5	令和5年 7月29日(土)	令和5年 7月19日(水)
	北ト協　6	令和5年 8月19日(土)	令和5年 8月 9日(水)
	北ト協　7	令和5年 8月26日(土)	令和5年 8月16日(水)
	北ト協　8	令和5年 9月16日(土)	令和5年 9月 6日(水)
☆	北ト協　9	令和5年 9月30日(土)	令和5年 9月20日(水)
	北ト協　10	令和5年10月 7日(土)	令和5年 9月27日(水)
	添乗・指導管理者研修　1日コース		
	北ト協　11	令和5年 7月 1日(土)	令和5年 6月21日(水)
	一般・初任ドライバー研修　2日コース		
	全ト協　12	令和5年 5月20日(土)・ 21日(日)	令和5年 5月10日(水)
	全ト協　13	令和5年 6月10日(土)・ 11日(日)	令和5年 5月31日(水)
	全ト協　14	令和5年 6月17日(土)・ 18日(日)	令和5年 6月 7日(水)
	全ト協　15	令和5年 7月15日(土)・ 16日(日)	令和5年 7月 5日(水)
	全ト協　16	令和5年 9月 2日(土)・ 3日(日)	令和5年 8月23日(水)
	全ト協　17	令和5年10月14日(土)・ 15日(日)	令和5年10月 4日(水)
	一般・初任ドライバー研修　3日コース		
☆	全ト協　1	令和5年 5月12日(金)・13日(土)・14日(日)	令和5年 5月 6日(土)
☆	全ト協　2	令和5年 7月 7日(金)・ 8日(土)・ 9日(日)	令和5年 6月27日(火)
	添乗・指導管理者研修　3日コース		
☆	全ト協　3	令和5年 9月8日(金)・9日(土)・10日(日)	令和5年 8月29日(火)

☆トレーラードライバー対応項目有り(新)

道外の研修施設における安全教育訓練の受講について

●交付対象●

（１）交付対象者は、研修施設における訓練受講時及び申請時に会員であり、会費未納等が無い者とします。

（２）交付対象受講者は、北海道内の地区トラック協会に所属する会員事業所の運転者とします。

●助成対象研修施設●

別紙「研修施設一覧」をご確認ください。

●助成対象研修・助成額・助成限度人数●

（１）別に定める研修を対象とし、受講料全額を助成します。受講料以外の費用については助成を行いません。

（２）助成限度人数は定めません。

●受講申込及び助成金の請求●

（１）受講を希望する会員は研修施設に直接申込を行い、運転者に研修を受講させてください。なお、申込の取り下げ又は受講中止等により受講料の一部又は全額の支払いが発生した場合は会員がこれを負担し、北ト協は助成を行いません。

（２）研修受講後は以下の書類に必要事項を記入し、北ト協に提出してください。

①北ト協で定めた様式

・「安全教育訓練受講料助成金実績報告書（兼助成金交付請求書）」（様式１）

②添付書類

・研修修了証の写し

・受講料が確認できる書類の写し

・「研修参加報告書」（様式２）

※研修施設から受講者が研修受講時に記入したアンケート等の控えが発行されている場合はその写しで代用することができます。

●請求期限●

（１）請求期限は、令和６年３月１５日までとします。

（２）期間内であっても、本事業の予算に達した場合、その時点で受付を終了します。また、助成金の交付を受けられなかった会員の不利益等に対する責任は、北ト協では負いかねます。

●その他必要事項●

これに定めるものの他、本事業に関する必要事項は、北ト協がこれを定めます。

道外の研修日程については北ト協ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください

研修施設一覧

施設区分	都道府県	研修施設	所在地・連絡先
特定研修施設	愛知県	一般社団法人愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター	愛知県みよし市福谷町西ノ洞21-127 TEL: 0561-36-1010　FAX: 0561-36-1210
	埼玉県	一般社団法人埼玉県トラック協会 埼玉県トラック総合教育センター	埼玉県深谷市黒田2091-1 TEL: 048-584-0055　FAX: 048-584-0090
指定研修施設	北海道	総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道 ①東地区会場	北海道釧路市芦野5-12-1 TEL: 0154-37-1196　FAX: 0154-37-1178
		総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道 ②西地区会場	苫小牧市拓勇東町8-6-68 TEL: 0144-57-8410　FAX: 0144-57-8410
	青森県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー弘前	青森県弘前市和泉一丁目3-1 TEL: 0172-28-2727　FAX: 0172-28-3382
	宮城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー宮城 ①東地区会場（石巻中部自動車学校）	宮城県石巻市門脇字浦屋敷124-1 TEL: 0225-94-1285　FAX: 0225-94-1288
		総合交通教育センター ドライビングアカデミー宮城 ②西地区会場（富谷自動車学校）	宮城県富谷市三ノ関膳部沢上11-3 TEL: 022-358-8787　FAX: 022-358-8777
	福島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー南湖	福島県白河市白坂一里段6-236 TEL: 0248-22-1177　FAX: 0248-22-5453
	茨城県	自動車安全運転センター 安全運転中央研修所	茨城県ひたちなか市新光町605番地16 TEL: 029-265-9560　FAX: 029-265-9552
		総合交通教育センター ドライビングアカデミー茨城	茨城県常陸大宮市下村田2518番地 TEL: 0295-52-0885　FAX: 0295-53-5189
	栃木県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー栃木	栃木県那須塩原市二区町352番地7 TEL: 0287-36-3141　FAX: 0287-36-4280
	群馬県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーぐんま ①前橋自動車教習所 ②かぶら自動車教習所 （1回の研修で両方の教習所を使用）	①群馬県前橋市関根町二丁目1番地18 TEL: 027-233-1155　FAX: 027-233-2004 ②群馬県藤岡市立石1563 TEL:0274-42-0462　FAX:0274-42-8280 （お申し込みは①まで）
	千葉県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー千葉	千葉県旭市鎌数5146 TEL: 0479-64-0100　FAX: 0479-64-0102
	神奈川県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー小田原	神奈川県小田原市蓮正寺540-2 TEL: 0465-36-1215　FAX: 0465-37-4603
	新潟県	新潟自動車学校	新潟県新潟市東区海老ケ瀬474-1 TEL: 025-272-5555　FAX: 025-272-0304
	岐阜県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー大原	岐阜県多治見市幸町7-29-1 TEL: 0572-27-2356　FAX: 0572-27-2967
	滋賀県	クレフィール湖東 交通安全研修所	滋賀県東近江市平柳町22-3 TEL: 0749-45-3872　FAX: 0749-45-3877
	兵庫県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーABOSHI	兵庫県姫路市網干区高田108 TEL: 079-274-1839　FAX: 079-274-2729
	広島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーテクノ	広島県安芸郡熊野町5640-1 TEL: 082-854-4000　FAX: 082-854-9466
	福岡県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA	福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀81-5 TEL: 093-293-2359　FAX: 093-293-2427
	宮崎県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーMIYUKI	宮崎県都城市都北町7333番地 TEL: 0986-38-1001　FAX: 0986-38-0908

捨印

様式１（要綱別紙関係）

年　　月　　日

安全教育訓練受講料助成金実績報告書（兼助成金交付請求書）

公益社団法人北海道トラック協会長　　殿

（〒　　－　　）

※研修受講者の所属する支店・営業所がＧマークを取得している場合ご記入ください。

支店 営業所名	
Ｇマーク 認定証番号	

会社所在地
会　社　名
代　表　者　　印
担当者氏名
連　絡　先　ＴＥＬ
　　ＦＡＸ

安全教育訓練受講料助成要綱別紙に基づき、下記のとおり申請（請求）します。

記

研修施設 （数字に○）	１．中部トラック総合研修センター　２．埼玉県トラック総合研修センター ３．ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 北海道　４．ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ弘前 ５．ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ宮城　６．ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ南湖 ７．安全運転中央研修所　８．ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ茨城 ９．ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ栃木　10．ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰぐんま 11．ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ千葉　12．ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ小田原 13．新潟自動車学校　14．ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ大原 15．クレフィール湖東　16．ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰＡＢＯＳＨＩ 17．ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰテクノ　18．ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰＯＮＧＡ 19．ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰＭＩＹＵＫＩ
研修コード 日程	研修コード［　］［　］［　］［　］　年　月　日～　月　日（　日間）
受講者名	氏名
研修受講料 （助成金額）	研修受講料（助成金額）＿＿＿＿＿＿＿＿円
銀行名	銀行 信用金庫 信用組合	支店名　　支店
預金種類	（普通・当座）預金	口座番号
（ふりがな） 口座名義	

○　助成金請求に必要な書類　　ﾁｪｯｸ欄

①　様式１「安全教育訓練受講料助成金実績報告書（兼助成金交付請求書）」　□

②　研修修了証の写し　□

③　受講料が確認できる書類の写し　□

④　様式２「研修参加報告書」　□

※　研修施設から受講者が研修受講時に記入したアンケート等の控えが発行されている場合はその写しで代用できます。

北ト協受付印

様式２

研 修 参 加 報 告 書

会社名・営業所名　　氏名

事業改善のためご意見をお聞かせ下さい

1．研修に参加した感想（〇で囲んで下さい）

Ａ．大変役に立った　　Ｂ．役に立った　　Ｃ．どちらとも言えない

Ｄ．あまり役に立たなかった　　Ｅ．ほとんど役に立たなかった

２．研修に参加後、自身に該当するものに１つだけ〇をして下さい

Ａ．今後の安全運転に対する自己改革ができた

Ｂ．自分の運転や業務に対する考え方が変わった

Ｃ．今までと同じ

Ａ．またはＢ．を選択した方で、特に役に立った事項があれば具体的に書いて下さい

３．研修内容について、今後受講したいと思う内容や改善点があれば書いて下さい

４．受講した研修施設の設備・指導員等について

Ａ．　満足　　Ｂ．　悪い　　Ｃ．　どちらでもない

５．その他、ご意見・お気づきの点があれば自由に書いて下さい

※　この様式以外のアンケートフォーマットでの代用可

ご協力ありがとうございました　　（公社）北海道トラック協会

血　圧　計　導　入　促　進　助　成

過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定を推進し、高機能な血圧計の普及を図り、血圧計を導入した会員事業者に対し助成金を交付する。各都道府県トラック協会の会員事業者（中小企業者のみ※）に助成金を交付する制度です。

≪申込期間≫

令和５年４月１日から令和６年３月１日まで

※予算に達した場合は、その時点で受付を終了します

≪助成対象≫

（１）助成対象とする血圧計は、全ト協が定める基準に適合する全自動血圧計（業務用）とします。

※１　但し、本体以外のオプション品、並びに中古品及び、リース導入は対象としません。

（２）基準に適合する機器は、令和５年４月１日から令和６年３月１日の間に、購入及び支払い（一括・割賦）が完了したものを助成対象とします。

※２　ただし、国から補助金が交付された機器については、助成対象外です。

≪助成額≫

助成金の交付額は、会員事業者（以下「事業者」という。）が当該年度に新たに装置を導入した場合、装置の取得額（税抜）の２分の１（上限５万円）の助成額を交付します。

≪助成金の返納≫

（１）北ト協は、次の①または②のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができます。

①この要綱その他北ト協が定める事項に違反したとき

②虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

（２）前項（１）の規定により返還を命じられた事業者については、北ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとします。

≪申込方法≫

下記の（１）及び（２）、【表】の書類を添付し、北ト協もしくは地区ト協に提出してください。

（１）「血圧計導入促進助成事業実績報告書」（様式１）

（２）「血圧計導入促進助成金誓約書　兼　導入内訳書」（様式１の２）

【表】

確認事項		確認書類
①	中小企業者である確認	事業報告書の直近事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ
②	取得価格（税抜）の確認	見積書・請求書・領収書等当該機器の取得価格がわかるもの（写しでも可）
③	支払い等の確認	領収証（写）または割賦販売契約書（写）

捨印

様式１　（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

血圧計導入促進助成事業実績報告書
（兼助成金交付請求書）

公益社団法人北海道トラック協会長　　殿

（〒　　－　　）
会社所在地
会　社　名
代　表　者　　印
担当者氏名
連　絡　先　ＴＥＬ
ＦＡＸ

血圧計導入促進助成要綱第５条に基づき、下記のとおり申請（請求）します。

記

１．助成金請求額：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

助成金額（取得額の2分の1）※ 上限額５万円、円未満切上げ

２．振込先銀行口座

銀行名	銀　行 信用金庫 信用組合	支店名	支店
預金種類	普通預金　・　当座預金		
口座番号			
(ふりがな) 口座名義			

○　助成金請求に必要な書類　　チェック欄

①　様式１「血圧計導入促進助成事業実績報告書（兼助成金交付請求書）」　□
②　様式１の２「血圧計誓約書兼導入内訳書」　□
③　事業報告書の直近事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ　□
④　機器の取得価格がわかる書類　（納品書・請求書等の写し）　□
⑤　機器の支払いを会員事業所で完了していることがわかる書類　□
（領収書・割賦販売契約証（※リースでの導入は対象外）の写し）

地区ト協受付印	北ト協受付印

様式１の２

令和　　年　　月　　日

公益社団法人北海道トラック協会長　　殿

会社名

住　所

代表者　　印

血圧計導入促進助成金誓約書　兼　導入内訳書

弊社は、下記の内容で血圧計を導入したので、貴協会に対して「血圧計導入促進助成」を申請いたします。

なお、下記機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを、ここにお誓いいたします。

記

No.	本店又は 支店・営業所名	導入機器		購入数 （台）	機器単価（円） （消費税除く）	助成額（円）	装着日
		メーカー名	機器名・型式				
1							・　・
2							・　・
3							・　・
4							・　・
5							・　・
	合　　計						

ドライバー健康起因事故防止助成

トラック運転者の健康状態に起因する事故を未然に防止し、一層の安全運行確保のため、会員が所属する**ドライバー**に助成要件を満たす健康診断を受診させた場合、その費用に対して助成金を交付します。

≪申込期間≫

申込期限は、令和５年４月１日から令和６年３月２２日（北ト協必着）までとし、この期間内に受診及び支払いが完了したものに限ります。

※予算に達した場合は、その時点で受付を終了します

≪助成対象≫

（１）助成対象者は申請時に会員であり、会費未納等が無い者とする。
ただし、年度途中に入会した会員については、入会日以降に受診したものを助成対象とします。

（２）助成対象となる運転者は、受診時において会員事業所に常時選任されている40歳以上のドライバーとします。

≪助成対象となる健康診断≫

健康診断の種類は以下の通りとし、受診料はいずれも会員事業者が全額負担しているものとします。

（１）脳MRI健診
（２）脳ドック
（３）心臓(心血管)ドック
（心電図、心臓超音波、冠動脈CT検査等を含みます）
（４）眼科検診（検査項目に眼底検査と眼圧検査を含みます）
（５）人間ドック

≪助成額≫

助成額は受診者一人に対し検査費用（税別）の２分の１とし、助成上限については以下の通りとします。

また、他団体等の別事業により助成金が交付された健康項目については助成対象としません。

健康診断名	助成上限額	備　考
(1) 脳MRI健診 (2) 脳ドック (3) 心臓（心血管）ドック (4) 眼科検診	１０，０００円	○法定健診時のオプション追加も助成対象となりますが、検査名・金額がわかる書類の添付が必要です。 **○ (5) 人間ドックとの併用申請は出来ません。**
(5) 人間ドック	３０，０００円	○各種オプションの追加も助成対象となります。 **○「ドライバー健康診断受診料助成」との併用申請は出来ません。(P14)**

≪助成上限≫

本事業の助成上限は、会員が保有し各地区ト協に所属する営業用貨物自動車の保有車両数（但し、被牽引車を除く）の合計により以下の通りとします。

上記条件の合計保有車両数	助成限度人員	
	(1)～(4)	(5)
２０両未満	４人	４人
２０～５０両未満	６人	６人
５０～１００両未満	８人	８人
１００両以上	１０人	１０人

≪申込方法≫

下記の（１）～（５）の書類を北ト協へ郵送してください。（持参可）

（１）様式１「ドライバー健康起因事故防止助成事業実績報告書」

（２）様式１の２「ドライバー健康起因事故防止助成金内訳書」

（３）受診した健診の種類及び種類別に受診した運転者数がわかる書類
（利用した医療機関等から発行された明細書や請求明細書など、助成対象となる健康診断ごとに受診した人数がわかる書類）

（４）支払いを証明する書類
（利用した医療機関等から発行された、領収書等の支払いを証明する書類）

（５）交付対象者の所属の確認
（健康保険証を原則とし、運転者台帳の写し等でも可とする。）

捨印

様式１（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

ドライバー健康起因事故防止助成金申請書
（兼助成金交付請求書）

公益社団法人北海道トラック協会長　殿

（〒　　－　　）
会社所在地
会　社　名
代　表　者　　印
担当者氏名
連　絡　先　ＴＥＬ
　　ＦＡＸ
保有車両数　　両（被牽引車除く）

トラック協会が実施するドライバー健康起因事故防止助成に下記のとおり申請（請求）いたします。

記

１．助成金請求金額　　助成金申請額　計　　円

※助成額は検査費用の 1/2、上限１万円、ただし人間ドックの場合は３万円

２．振込先銀行口座

銀行名	銀行 信用金庫 信用組合	支店名	支店
預金種類	普通預金　・　当座預金		
口座番号			
（ふりがな） 口座名義			

○　助成金請求に必要な書類	チェック欄
①　様式１　ドライバー健康起因事故防止助成金申請書	□
②　様式１の２　ドライバー健康起因事故防止助成金内訳書	□
③　健診の種類と種類別に受診人数が分かる書類の写し（請求明細書など）	□
④　受診料の支払いが行われたことがわかる書類の写し（領収書など）	□
⑤　申請会員所属の運転者であることの確認（健康保険証の写し）	□

※記入頂いた個人情報は当該助成事業に係る業務以外には使用いたしません。

地区ト協受付印	北ト協受付印

様式１の２

ドライバー健康起因事故防止助成金内訳書

令和　　年　　月　　日

No.	支店・営業所	氏　　名	生　年　月　日	年齢	健診種類 （該当番号に○）	受診日	健診料金 （税抜・円）	助成額（円）
1			T S　　年　月　日 H	歳	1.　脳 MRI 健診　4.　眼科検診 2.　脳ドック　　5. 人間ドック 3.　心臓ドック	年　月　日		
2			T S　　年　月　日 H	歳	1.　脳 MRI 健診　4.　眼科検診 2.　脳ドック　　5. 人間ドック 3.　心臓ドック	年　月　日		
3			T S　　年　月　日 H	歳	1.　脳 MRI 健診　4.　眼科検診 2.　脳ドック　　5. 人間ドック 3.　心臓ドック	年　月　日		
4			T S　　年　月　日 H	歳	1.　脳 MRI 健診　4.　眼科検診 2.　脳ドック　　5. 人間ドック 3.　心臓ドック	年　月　日		
5			T S　　年　月　日 H	歳	1.　脳 MRI 健診　4.　眼科検診 2.　脳ドック　　5. 人間ドック 3.　心臓ドック	年　月　日		
6			T S　　年　月　日 H	歳	1.　脳 MRI 健診　4.　眼科検診 2.　脳ドック　　5. 人間ドック 3.　心臓ドック	年　月　日		
7			T S　　年　月　日 H	歳	1.　脳 MRI 健診　4.　眼科検診 2.　脳ドック　　5. 人間ドック 3.　心臓ドック	年　月　日		
8			T S　　年　月　日 H	歳	1.　脳 MRI 健診　4.　眼科検診 2.　脳ドック　　5. 人間ドック 3.　心臓ドック	年　月　日		
9			T S　　年　月　日 H	歳	1.　脳 MRI 健診　4.　眼科検診 2.　脳ドック　　5. 人間ドック 3.　心臓ドック	年　月　日		
10			T S　　年　月　日 H	歳	1.　脳 MRI 健診　4.　眼科検診 2.　脳ドック　　5. 人間ドック 3.　心臓ドック	年　月　日		
合　計								

※ 助成額は、検査費用（税抜）の１／２、上限１万円、ただし人間ドックは検査費用（税抜）の１／２、上限３万円。

チャレンジ・セーフティラリー参加費用助成

この助成制度は、事故防止対策の一環として、ドライバーの交通安全意識の高揚を図ることを目的に、「チャレンジ・セーフティラリー北海道実行委員会」が主催の“チャレンジ・セーフティラリー北海道 2023”へ参加する際の費用の一部を助成するものです。

セーフティラリーの概要については、下記の≪チャレンジ・セーフティラリー北海道 2023 の概要≫をご覧ください。

≪助成対象≫

会員事業所に従事する運転者で、必ず３人または５人１チームとします。

≪助成額≫

１人あたり　２２０円

※１　通常料金６７０円・会員負担４５０円

≪申込方法≫

地区協会から案内される参加申込書に必要事項を記入・捺印の上、

地区協会へ FAX または郵便等でお申込ください。

※２ 各警察署等に直接申し込むと助成の対象になりませんので

ご注意ください。

≪申込期限≫

令和５年６月３０日まで

≪チャレンジ・セーフティラリー北海道２０２３の概要≫

１．　実施期間：　令和５年７月１日　～　１０月３１日

２．１の期間中、無事故･無違反をめざし、交通安全を競い合っていただきます。

３．期間終了後、自動車安全運転センターから参加者全員に「運転記録証明」が郵送されます。(1 月末頃までに)　また、１年以上の無事故･無違反者には SD カードが発行され、さらに、無事故･無違反達成チームには、抽選により豪華な賞品が贈呈されます。

近　代　化　基　金　融　資

この助成制度は、物流施設の整備、人材確保や生産性向上のための設備投資、車両等の購入に係る融資の利子の一部を補填するものです。 融資の種類は「一般融資」「ポスト新長期等融資」があります。

融資総枠40億

公募期間 ： 令和5年4月1日～令和6年3月15日

（融資総枠に達し次第、募集を打ち切ります）

Ⅰ. 一般融資

1. 融資対象事業

a　トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金。

イ　近代化・合理化のための事務機器等の設置購入に要する資金を含む

ロ　設備の補修、改修に要する資金を含む

b　人材確保及び生産性向上のための設備資金

イ　福利厚生施設の整備に要する資金

［男女別施設(トイレ・更衣室・休憩室等)を含む］

ロ　荷役機械(パワーゲートの設置を含む)

c　車両等の購入（代替を含む）及び車両の改造に要する資金

ただし、自動車関係諸税（消費税は除く）及び諸費用は含まない。

（注 1）土地購入のみの融資は対象になりません。ただし、土地購入後において施設建設計画のある場合やトラック駐車場として利用する場合はご相談ください。

（注 2）上記事業に要する資金で、投資の時期が令和5年4月1日以降令和6年3月31日までの期間内であるものを融資対象とします。

2. 融資の条件

（1）融資限度額：個別企業体・共同体　2千万円

（2）貸出利率：取扱金融機関の所定利率によります。

（3）償還期間：10年以内。ただし、法定耐用年数10年を下回る設備は法定耐用年数以内（車両については5年以内）とします。

（4）償還方法：据置期間（償還期間のうち6ヵ月以内）の終了後、月賦、隔月賦、又は3ヵ月毎の均等分割償還とします。

（5）担保・保証人：取扱金融機関の定めるところによります。

（6）再融資の制限：融資残高が融資枠の範囲内であれば、その余枠をいつでも利用できます。

3. 利子補給率

個別企業体・共同体　　0.4%

※ 貸出利率が利子補給率を下回る場合は下回る利率まで。

Ⅱ. ポスト新長期等融資

1. 融資対象事業

「ポスト新長期規制」等適合車の導入のための資金。

ただし、自動車関係諸税（消費税は除く）及び諸費用は含まない。

2. 融資の条件

（1）融資限度額：個別企業体・共同体　　3千万円

（2）貸出利率：取扱金融機関の所定利率によります。

（3）償還期間：5年以内。

（4）再融資の制限：当該年度中に限度額に達するまで申込が出来ます。（一般融資を受けている場合でも申込が出来ます。）

（5）その他：償還方法、担保、保証人は一般融資と同じ

3. 利子補給率

個別企業体・共同体　　0.4%

※ 貸出利率が利子補給率を下回る場合は下回る利率まで。

（注）上記事業に要する資金で、投資の時期が令和5年4月1日以降令和6年3月31日までの期間内であるものを融資対象とします。

参　考　ポスト新長期等規制適合車の識別番号(3 桁の組み合わせ記号)

1桁目			2桁目		3桁目		
排出ガス規制年	低排出ガス認定	識別記号	燃料の別	識別記号	用途	重量条件等	識別記号
平成21年規制 ＊1	無	L	ガソリン・LPG		貨物車・乗合	軽自動車	D
	50	M	ハイブリッド 有	A		車両総重量 1.7トン以下	E
	75	R	ハイブリッド 無	B		車両総重量 1.7トン超、3.5トン以下	F
	10	Q				車両総重量 3.5トン超	G
平成22年規制 ＊2	無	S	軽油				
	10	T	ハイブリッド 有(未達成又は不適用)	C			
平成28年規制 ＊2	無	2	ハイブリッド 無(未達成又は不適用)	D			
			ハイブリッド 有(達成)	J			
平成30年規制 ＊4	無	3	ハイブリッド 無(達成)	K			
	25	4	ハイブリッド 有(5%達成)	N			
	50	5	ハイブリッド 無(5%達成)	P			
	75	6	ハイブリッド 有(10%達成)	Q			
	無（排出ガスの上限値規制）※5	7	ハイブリッド 無(10%達成)	R			
			CNG				
			ハイブリッド 有	E			
			ハイブリッド 無	F			
			メタノール				
			ハイブリッド 有	G			
			ハイブリッド 無	H			
			その他				
			ハイブリッド 有	Y			
			ハイブリッド 無	Z			

＊1 ガソリン車(NOx触媒付直噴)及びディーゼル車（乗用、軽量、中量一部(2.5～3.5t)及び重量車一部(12t～)

＊2 ディーゼル車〔中量一部(1.7～2.5t)、及び重量車一部(3.5～12t)〕

＊3 ディーゼル重量車

＊4 乗用車、軽量車、中量車及び軽貨物車

＊5 PHP 車

◆取扱金融機関◆

融 資 の 種 類	取 扱 金 融 機 関
○ 一般融資 ○ ポスト新長期等融資	○商工組合中央金庫（商工中金） 札幌、函館、旭川、帯広、各支店 ○ 代理信用組合 札幌中央信用組合、空知商工信用組合、 北央信用組合、函館商工信用組合、 十勝信用組合、釧路信用組合各本支店
○ ポスト新長期等融資	○ 北洋銀行 本支店

◆申込手続き等◆

1．申込先・期日（協会あて）

所定の申込書により**地区協会へ**毎月15日までにお申し込み下さい。申込書は地区協会に備えております。北ト協のホームページからもダウンロードできます。

《添付書類》

- 建物等の場合は、所在地案内図・施設平面図・見積書／土地を含む場合は公図
- 車両及び荷役機器購入等の場合は、見積書

2．融資推薦適否決定通知

審査のうえ「融資推薦適否決定通知書」を交付します。15日の締めに対し、当月の25日頃）

「融資推薦適否決定通知書」は、融資対象事業が当協会の近代化基金融資の条件に適合することを確認した上で、その融資の推薦を表すものであり、融資そのものの決定とは異なります。融資の決定は各金融機関の与信審査によるところとなりますのでご了承ください。

3. 取扱金融機関への申込等

申込要領は各金融機関によるところとなりますので、どのような書類が必要となるかなど各自でお問い合わせください。（トラック協会の近代化基金融資制度を利用することを最初に伝えてください。）

また、商工中金に申込を行う場合は、次のいずれかの資格を具備する必要があります。

① 商工中金に出資している協同組合等の団体またはその構成員であること。

※ 商工中金に融資されるときに構成員になる事でも可能。

② 商工中金の代理店となっている組合の組合員であること。

ただしこの場合は、信用組合を通じて代理貸付を受けることになります。

※ 代理信用組合独自の融資には対応しておりませんのでご注意下さい。

4. 設備完成報告（協会あて）

設備完成（購入）後、所定の様式に下記の書類を添えて速やかに**地区協会へ**提出してください。

《添付書類》

① 購入を証明する書面として・・・

- 施設等 ～ 登記簿謄本及び写真等
- 車　両 ～ 電子車検査証と自動車検査証記録事項（A）の写し

（原則として、所有者名義が会員事業者名となっていること）

② 本借入相当額の支払いを証明する書面（領収書または振込依頼書等の写し）

本助成についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

（公社）北海道トラック協会　総務部　　TEL:011-531-2215

信 用 保 証 協 会 保 証 料 助 成

この助成制度は会員事業者が金融機関からの融資を受ける際、信用保証協会の保証付きを利用した時に支払う保証料の一部を助成するものです。
実施要領は下記のとおりですが、詳しくは地区トラック協会または北海道トラック協会へお問合せください。
なお申請書は本紙に掲載していますのでコピーするか、当協会のホームページからダウンロードしてご使用ください。

≪申請期間≫　令和5年4月1日から令和6年3月19日まで

≪対　象　者≫　会員事業者で金融機関から融資を受けるために**北海道信用保証協会**の保証を得たもので、保証料を支払った者

≪対象となる融資≫　①令和5年3月1日～令和6年2月29日までの保証料支払い分
②運転資金及び設備資金（近代化基金融資も含む）

≪金融機関≫　限定するものではなく、いずれの金融機関でも可能とする。

≪助成金額≫　保証料支払額の全額とする。
ただし、1事業者10万円を限度とし、令和6年3月19日受付分までは、10万円に達するまで再助成することができる。
なお、毎月の返済額に保証料が組み込まれた場合、助成はできない。
また、保証料総額に対し、市区町村等の助成がある場合、お客様負担額分を助成金額計算対象とする。

≪災害関連特例≫　新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者として、災害関連融資を「融資あっせん申込書」により受けた場合については、助成金額の　限度を1事業20万円とする特例を設ける。

≪助成金の返納≫　助成金の交付を受けた事業者で融資を受けなかった場合、融資の繰上償還を行った場合等で保証協会から保証料の返納を受けた場合は、その日から14日以内に返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。

≪申込先・申込方法≫　所定の「信用保証協会保証料助成申請書」または「災害復旧融資制度に係る信用保証協会保証料助成申請書」により「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」（写）（災害関連の場合は、併せて「融資あっせん申込書（写）」）を添えて、所属の地区トラック協会に申込むものとする。

≪助成金の支払≫　北海道トラック協会で申請書内容を精査したうえで、毎月末に指定の銀行等に振り込むものとする。

【本助成についてのお問い合わせ：（公社）北海道トラック協会　総務部　TEL011-531-2215】

捨印

令和　　年　　月　　日

公益社団法人　北海道トラック協会長　殿

住　所
企業名
代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
担当者名
連絡先 TEL＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

信用保証協会保証料助成申請書

当社（私）は、信用保証協会の保証により融資を受けましたが、保証に伴う保証料支払額の全額（限度額１０万円）について貴協会の助成を受けたく別添「信用保証決定のお知らせ（お客様用）（写）」を添えて下記のとおり申請します。

なお、都合により保証料の還付を受けた場合には、速やかに助成金の還付をいたします。

申請額　　金　　円

１．申請明細

項　　目	記　入　欄	備　　考
保証金額(借入金額)	円	
借入金使途	運転 ・ 設備	該当する方を○で囲む
保証料率	%	
借入金融機関		支店名まで記入
借入日	年　月　日	
保証料支払額	円	
(注)申請額	円	保証料支払額の全額で10万円以内
※再申請の確認	再申請	再申請の場合○で囲む

(注) ①　申請額は、保証料支払額の全額で限度額１０万円以内。
②　１回の申請額が１０万円を超える場合は、限度額の１０万円を記入。
③　本申請該当額と年度内既助成額を加算した額が１０万円超となる場合には、１０万円から既助成額を差し引いた額を申請額とする。
その場合、項目の※再申請に○印を記入のこと。

２．申請額の振込先

銀 行 名＿＿＿＿＿＿（　銀行・信金・信組　）＿＿＿＿＿＿支店

口座番号＿＿（　普通　・　当座　）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

フリガナ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

口 座 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

①　振込先金融機関　…　○○銀行○○支店と、支店名まで明記。
②　口　座　名　…　申請者と同一、正確な口座名を記入。
③　口　座　番　号　…　該当預金口座を○で囲む。口座№を正確に記入。

捨印　　令和　　年　　月　　日

（公社）北海道トラック協会長　様

住　所
企業名
代表者名　　印

担当者名
連絡先 TEL

災害復旧融資制度に係る信用保証協会保証料助成申請書

当社（私）は信用保証協会の保証により融資を受けましたが、保証に伴う保証料支払額の全額（限度額２０万円）について貴協会の助成を受けたく別添「信用保証決定のお知らせ（お客様用）（写）」及び「融資あっせん申込書（写）」を添えて下記のとおり申請します。

なお、都合により保証料の還付を受けた場合には、速やかに助成金の還付をいたします。

申請額　　金　　円

１．申請明細

項　　目	記　入　欄	備　　考
保証金額(借入金額)	円	
借入金使途	運転 ・ 設備	該当する方を○で囲む
保証料率	%	
借入金金融機関		支店名まで記入
借入日	令和　年　月　日	
保証料支払額	円	
(注)申請額	円	保証料支払額の全額で20万円以内
※再申請の確認	再申請	再申請の場合○で囲む

(注) ①　申請額は、保証料支払額の全額で限度額２０万円以内。
②　１回の申請額が２０万円を超える場合は、限度額の２０万円を記入。
③　本申請該当額と年度内既助成額を加算した額が２０万円超となる場合には、２０万円から既助成額を差し引いた額を申請額とする。
その場合、項目の※再申請に○印を記入のこと。

２．申請額の振込先

銀 行 名　　（　銀行・信金・信組　）　　支店

口座番号　　（　普通　・　当座　）

フリガナ

口 座 名

①　振込先金融機関　…　○○銀行○○支店と、支店名まで明記。
②　口　座　名　…　申請者と同一、正確な口座名を記入。
③　口　座　番　号　…　該当預金口座を○で囲む。口座№を正確に記入。

グリーン経営認証制度促進助成

この助成制度は、環境保全対策の推進を目的とするもので、会員事業者がグリーン経営の認証・登録の取得又は更新した際に支払った費用の一部を助成します。

※１　グリーン経営認証制度は、「交通エコロジー・モビリティー財団」（通称：エコモ財団）が認証機関となり、トラック運送事業者が自主的・計画的に環境対策を進めながら、経営面の向上を図っていくことを目的としています。

※２　グリーン経営認証制度の詳しい情報については、エコモ財団のホームページをご覧ください。

≪申込期間≫

令和５年４月１日から令和６年３月２２日まで

※予算に達した場合は、その時点で受付を終了します

≪助成対象及び金額≫

（１）対象者は、当該事業所が、道内７地区トラック協会のいずれかに所属するものであることとします。

（２）助成金額は、一事業者につき　『新規登録時 100,000 円』

『更新登録時 70,000 円』

（３）申請日にＧマークを取得している場合は、同時申請することにより助成額に5,000 円を加算して助成します。

≪申込方法≫

新規、更新ともに下記の（１）～（５）の書類を北ト協へ郵送してください。（持参も可）

（１）グリーン経営認証制度促進助成金交付申請書兼請求書

（２）グリーン経営認証登録証（写し）

（３）登録に係る請求書（写し）

（４）登録に係る領収書や振込証明書など（写し）

（５）Ｇマーク事業所であり同時申請する場合はＧマーク事業所認定証の写し

捨印

グリーン経営認証制度促進助成交付申請書兼請求書

年　　月　　日

公益社団法人北海道トラック協会長　殿

（〒　　－　　）
会社所在地
会　社　名
代　表　者　　印
電話番号
ＦＡＸ番号
担当者氏名

グリーン経営認証制度促進助成金交付要綱に基づき、下記のとおり申請（請求）します。

記

※対象項目に○を付けて、合計金額を助成申請額に記載してください。

１．助成申請額　　円

項　　目	助成額	対象に○
新規登録	100,000	
更新登録	70,000	
Ｇマーク助成加算額	5,000	

２．振込先銀行口座

銀行名	銀行 信用金庫 信用組合	支店名	支店
預金種類	普通預金　・　当座預金		
口座番号			
（ふりがな） 口座名義			

添付書類（新規・更新ともに）　　チェック欄
（1）グリーン経営認証制度促進助成交付申請書兼請求書　□
（2）新規登録・更新登録ともにグリーン経営認証登録証の写し　□
（3）新規登録・更新登録ともに請求書の写し　□
（4）新規登録・更新登録ともに領収書等の写し　□
（5）Ｇマーク加算助成金申請時のみＧマーク事業所認定証の写し　□

地区ト協受付印	北ト協受付印

自家用燃料供給施設整備支援助成

この助成制度は、会員事業者とその主軸として構成される協同組合や連合会が、安定的な燃料確保に取り組むために設置する自家用燃料供給施設の新設もしくは増設に伴う費用の一部を助成します。

≪公募期間≫

令和５年８月１日から令和５年１０月３１日まで

※予算に達した場合は、その時点で受付を終了します

また、公募期間内に助成金が予算額に達しない場合は、別途公募期間を設ける場合があります

≪助成要件≫

（１）指定数量（1,000リットル）以上の軽油専用タンクの新設、増設又は増設を伴う代替に限ります。

（２）令和５年４月１日～令和６年２月２９日までに市町村より危険物取扱所の完成検査済証の付を受け、当設備の支払いを完了したのもに限ります。

（支払いは、割賦契約により導入した場合を含みます。）

なお、次の①～⑥の内容は、当助成の要件外となりますのでご注意ください。

①軽油専用タンクの設置を伴わない自家用燃料供給施設の新設
②転売・貸与等、自家用目的以外の用途に使用する軽油供給施設の新設
③既存の軽油専用タンクの修復
④中古品又はリースによる軽油専用タンクの新設
⑤（新設の場合）貯蔵する油種のうち軽油の割合が１／２未満の場合
⑥（増設の場合）軽油の貯蔵量が増加しない場合

≪助成対象者≫

会員事業者、協同組合、連合会が対象です。

※１　交付申請は、年度内１施設限りです。

※２　過去（平成２０～２６年度及び平成２８～令和４年度）に全日本トラック協会から同事業による助成金の交付を受けた会員事業者、協同組合・連合会は、助成対象外となります。

≪助成額≫

◎軽油タンクの新設　　１００万円

◎軽油タンクの増設　　３０万円

※３　公募期間中に申請が予算額を超過した際は、１件あたりの助成額を減額する場合があります。

≪申込方法≫　下記の（１）及び（２）を北ト協まで提出してください。

（１）「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書」（様式１）

※４　協同組合・連合会用の申請書は別様式になります。

（２）その他①～③の添付書類

①（購入の場合）「施設工事契約書」又は「注文書・注文請書」の写し

（割賦の場合）「割賦販売契約書」の写し及び工事契約書、注文請書の金額内訳明細書

②　新設：「危険物取扱所設置許可申請書」及び「設置許可書」の写し

増設：「危険物取扱所変更許可申請書」及び「変更許可書」の写し

③「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書」（様式４）

様式１

年　　月　　日

（公社）北海道トラック協会長　殿

申請者住所：
ﾌﾘｶﾞﾅ
事業者名：
代表者：　　印
法人番号：

自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書

公益社団法人全日本トラック協会が定める「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱」第７条第１項に基づき助成金の交付について、下記のとおり申請いたします。

記

１　事業総経費(税抜)：　　円

２　対象事業：軽油供給施設新設　（　　キロリットル）
　　軽油専用タンク増設（　　キロリットル→　　キロリットル）

※　どちらかに○をお付け下さい。
新設の場合は完成後の容量(総計)をご記入ください。
また、増設の場合は、既存容量と完成後の容量(総計)をご記入ください。

３　申請金額：　　円

４　整備完了(予定)日：　　年　　月　　日

５　設置場所住所：

６　連絡先：担当者名　　電話番号　　－　　－
　　fax 番号　　－　　－　　E-mail

７　添付書類
（１）　(購入の場合)「施設工事契約書」又は「注文書・注文請書」の写し
　　(割賦の場合)「割賦販売契約書」の写し及び工事契約書、注文請書の金額内訳明細書
（２）　新設：「危険物取扱所設置許可申請書」及び「設置許可書」の写し
　　増設：「危険物取扱所変更許可申請書」及び「変更許可書」の写し
（３）　様式４「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書」

【 会員事業者　→　都道府県トラック協会 】

経　営　診　断　受　診　促　進　助　成

この助成制度は、様々な経営課題を抱える会員事業者の相談ニーズに対応するため、全ト協または県ト協が推薦する中小企業診断士等による「総合的な経営診断（ステップ１）」を行います。

また、その結果により経営改善に係る助言「経営改善相談（ステップ２）」を実施します。

≪申込期間≫

令和５年５月１日から令和６年２月２９日まで

※予算に達した場合は、その時点で受付を終了します

≪助成要件≫

（１）経営改善に取り組む会員事業者が、経営実態の把握と課題を抽出するために必要な「総合的な経営診断（ステップ１）」を実施する場合に、経営診断費用の一部を助成します。

（２）「総合的な経営診断（ステップ１）」の後、診断士に具体的な経営相談、助言を希望する事業者に対して「経営改善相談（ステップ２）」が実施となります。

※１　「ステップ１」と「ステップ２」は同時に申込申請が可能です。

※２　全ト協または県ト協が推薦する中小企業診断士等が実施する「全ト協標準経営診断システム」による診断を受診することとなります。

≪助成対象≫

（１）助成対象は、北海道トラック協会会員の中小トラック運送事業者であり、中小企業診断士等が実施する全ト協標準経営診断システムによる総合的な経営診断及び、経営診断結果に基づく経営改善相談を受診した事業者とします。

（２）（１）の中小企業診断士等は、全ト協との契約がある者、又は、地方ト協の推薦がある者とします。

≪助成額≫

（１）会員事業者

① 総合的な経営診断（ステップ１）

８万円　（診断費用１６万円（税別）の２分の１）

② 経営改善相談（ステップ２）

２万円

（２）会員業者（申請時において安全性優良事業所（Ｇマーク事業所）であること）

① 総合的な経営診断（ステップ１）

１０万円　（８万円（診断費用１６万円（税別）の２分の１）　＋　２万円）

② 経営改善相談（ステップ２）

３万円

≪申込方法≫　下記の書類を北ト協へ提出してください。

●「経営診断受診申込書」（様式１）

様式１（第８条関係）【事業者→地方ト協】

年　　月　　日

経営診断受診申込書

（公社）北海道トラック協会長　殿

経営診断受診促進助成金交付要綱第８条に基づき、経営診断の受診について、下記の通り申込みを行います。

記

１．企業名、連絡先等

所属協会	都・道・府・県トラック協会		
フリガナ 事業所名		認定番号	※Gマーク認定事業所は記入
法人番号			
フリガナ 代表者名	印		
住　　所	〒　　－		
連絡担当者名			
所属・役職名			
電話番号	（　　）		

２．中小企業診断士等の指定　いずれかに○をつけて下さい。

a.（　　）全ト協指定　　b.（　　）県ト協推薦

※上記で、ｂ.に○をつけた場合は、下記にもご記入ください。

中小企業診断士等名	
住　　所	〒
電話番号	（　　）

３．同意事項

①申込み後に提出する「事前調査表」および「事前提出資料」の内容が診断の対象となること、また、中小企業診断士等が現地診断を実施する際には、中小企業診断士等の質問や要求に誠意をもって対応し、診断がスムーズに進むよう努力することに、同意します。

②決算書をはじめとする各種提出資料、現地調査で提供した資料は返却されずに、経営診断報告書とともに中小企業診断士等が保管することに同意します。

③現地調査に関する費用を負担することに同意します。

なお、本申込書の受付をもって、診断を実施する契約といたします。

※代表者署名欄

氏 名	印
日 付	年　　月　　日

インターンシップ導入促進支援助成

この助成制度は、少子高齢化に対応し、学生による職場体験（「インターンシップ」）の受入れを実施する会員事業者に助成金を交付し、業界における人材確保対策の促進を図るための制度です。

≪申込期間≫

令和５年４月１日から令和６年２月２９日まで

※予算に達した場合は、その時点で受付を終了します

≪助成対象≫

（１）会員事業者のうち、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項第１号に掲げる中小企業者（資本金３億円以下又は従業員数３００人以下）であるものとします。

（２）（会員事業者が、全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに必要事項を登録した後、高等学校以上の教育機関からインターンシップを受入れた場合に次の①と②に適合するものにあっては、その受入れに対して助成します。ただし、１事業者あたりの申請は１回に限ります。

①インターンシップ受入れ期間が３日間以上であること。

②トラック運送事業の理解を深めることを目的としたインターンシッププログラムであり次の内容を含むものであること。

・点呼や日常点検等安全運行に向けた取組みの見学等。

・乗務体験（学校側からの要請もしくは社内規定で乗務体験を含まない場合を除きます。）

≪助成額≫

交付する助成金は、受入れ人数にかかわらず以下の（１）～（３）の通りとします。

但し、受入れ期間は同一学生に対する受入れ期間とする。

（１）インターンシップ受入れ期間　３日間　　９万円

（２）インターンシップ受入れ期間　４日間　　１１万円

（３）インターンシップ受入れ期間　５日間以上　　１３万円

≪申込方法及び提出期限≫

下記の様式を令和６年２月２９日までに北ト協まで提出してください。

（１）「インターンシップ導入促進支援事業実績報告書」（様式１）

（２）「インターンシップ受入れ実施結果報告書」（様式１の２）

≪助成金の返納≫

（１）北ト協は、次の①と②のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができます。

①この要綱その他北ト協が定める事項に違反したとき

②虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

（２）前項（１）の規定により返還を命じられた事業者については、北ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとします。

（様式１）　（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

（公社）北海道トラック協会長　殿

申請者
代表者　　㊞
法人番号

インターンシップ導入促進支援事業実績報告書
（助成金交付請求書）

インターンシップ導入促進支援事業助成金交付要綱第７条第１項の規定に基づき、下記のとおり助成金を請求します。

記

１．助成金交付請求額

金　　円（　　日間）

２．振込先銀行口座
銀行名　：　　銀行・信用金庫
支店名　：
預　金　：　普通預金　・　当座預金
口座番号　：
口座名義　：

３．添付書類
インターンシップ受入れ実施結果報告書

①申請者→②都道府県トラック協会

（様式１の２）

インターンシップ受入れ実施結果報告書

（１）会社の概要

項　目	記入欄
名　称	
所在地	
連絡先	TEL：　　MAIL：
ご担当者氏名	
事業内容	
資本金	円
従業員数 （パート等含む）	男性　　名　　女性　　名
車両台数	大型　　台　　中型　　台　　小型　　台
ドライバー数 ※（　）は 前年同時期	男性　　名（　　名）　女性　　名（　　名）
輸送品目	
輸送形態	長距離　　割（宿泊を伴う運行） 中・近距離　　割（日帰り） 市内配送　　割
インターンシップ 受入実績	令和　元年度　　男性　　名　　女性　　名 令和　２年度　　男性　　名　　女性　　名 令和　３年度　　男性　　名　　女性　　名
インターンシップ からの採用実績	令和２年度入社　　男性　　名　　女性　　名 令和３年度入社　　男性　　名　　女性　　名 令和４年度入社　　男性　　名　　女性　　名
インターンシップ 受入実績教育機関 ※該当に○印	高等学校　・　専門学校　・　短期大学　・　大学 その他（　　）

（２）研修プログラム内容　　受入れ責任者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日　～　　月　　日（　　日間）

Ａ　インターンシップ受入教育機関

学校名	
人　数	男性　　名　　女性　　名

Ｂ．研修プログラム　※具体的にご記入ください（別紙使用可）

月　　日（　）

時間	内容	場所	指導担当者

月　　日（　）

時間	内容	場所	指導担当者

月　　日（　）

時間	内容	場所	指導担当者

※受入れ期間４日以上の場合は、本紙をコピーしてお使い下さい。

（３）受入れ状況（写真添付（カラー））

※日にちごとに全体の流れが分かるように添付すること

（４）高等学校等の教育機関からのインターンシップ受入依頼文書
（写し添付）

運転者職場環境良好度認証制度取得促進助成

この助成制度は、労働環境対策の一環として、本制度の認証取得を推進することを目的とするもので、会員事業者が運転者職場環境良好度認証制度の認証・登録の取得又は更新した際に支払った費用の一部を助成します。

≪申込期間≫

令和5年4月1日から令和6年2月29日まで（北ト協必着）

※登録証書の登録日を基準とし、登録日が申請期間内であるものとします

※予算に達した場合は、その時点で受付を終了します

≪助成対象及び金額≫

（1）認証実施団体（一般財団法人日本海事協会）の認証段階（一つ星・二つ星・三つ星）のいずれかの新規登録または更新登録について、一事業者につき一事業所まで対象とします。

（2）働きやすい職場認証制度の登録に要した費用（税別）のうち、 新規登録時・更新登録時ともに60，000円とし、要した費用の合計がこの額に満たない場合はその額とします。

（3）当該事業所が、道内7地区トラック協会のいずれかに所属するものであることとします。

≪申込方法≫

新規・更新時ともに（1）～（6）の書類を記入・添付し、北ト協へ郵送してください。

（持参も可）

（1）運転者職場環境良好度認証制度取得促進助成金交付申請書

（2）運転者職場環境良好度認証登録証書（写し）

（3）登録に係る審査料・登録料の請求書（写し）

（4）登録に係る領収書や振込証明書など（写し）

（5）運転者職場環境良好度認証制度　審査申込書（様式 A）の写し

（6）運転者職場環境良好度認証制度申請にかかる本社・営業所一覧（様式 B）の写し

捨印

運転者職場環境良好度認証制度取得促進助成金交付申請書兼請求書

年　　月　　日

公益社団法人北海道トラック協会長　殿

（〒　　－　　）

会社所在地

会　社　名

法 人 番 号　　（№　　）

代　表　者　　印

電話番号

ＦＡＸ番号

担当者氏名

運転者職場環境良好度認証制度における【 新規登録 ／ 更新登録 】をしましたので、運転者職場環境良好度認証制度取得促進助成金交付要綱第６条に基づき、下記のとおり申請（請求）します。

記

１．認証取得区分　　（　一つ星　・　二つ星　・　三つ星　）
※取得区分に○を記入してください。

２．助成申請額　　＿＿＿＿＿＿＿＿円（新規登録・更新登録：60,000 円）

３．振込先銀行口座

銀行名	銀行 信用金庫 信用組合	支店名	支店
預金種類	普通預金　・　当座預金		
口座番号			
（ふりがな） 口座名義			

チェック欄

○助成金に必要な書類　（新規登録・更新登録ともに同様）

① 運転者職場環境良好度認証制度取得促進助成金交付申請書兼請求書　□
② 運転者職場環境良好度認証登録証の写し　□
③ 新規登録または更新登録に係る審査料・登録料の請求書の写し　□
④ 新規登録または更新登録に係る審査料・登録料の領収書の写し　□
⑤ 運転者職場環境良好度認証制度　審査申込書（様式Ａ）の写し　□
⑥ 運転者職場環境良好度認証制度申請にかかる本社・営業所一覧（様式Ｂ）の写し　□

地区ト協受付印	北ト協受付印

自 動 点 呼 機 器 導 入 促 進 助 成

この助成制度は、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼支援機器の導入費用の一部を助成します。

≪対象期間≫

令和５年４月１日から令和６年２月２９日まで

※予算枠に達した場合は、その時点で受付を終了します

≪助成要件≫

（１） 令和５年４月１日から令和６年２月２９日までに導入（周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス料を含む）したものを対象とします。

≪助成対象≫

（１）各地区トラック協会の会員事業者で、中小企業者を対象とします。

※中小企業者とは、中小企業基本法により下記の①と②のことをいいます。

①資本金の額または出資総額が、3億円以下の会社

②常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

≪助成額≫

（１） 対象となる点呼支援機器等の導入に要する費用（周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス料を含む）で上限２０万円です。

※消費税は除きます。

（２）各地区ト協１事業者あたり１台分を上限とします。ただし、Ｇマーク認定事業者は２台分（上限４０万円）とします。

≪申込方法≫

下記の（１）～（６）の書類を北ト協へ提出してください。

（１）「点呼支援機器等導入促進助成事業助成申請書」（様式３）

（２） 取扱店に支払った導入時用の領収証の写し

（３） 契約日またはサービス利用申込書の写し

（４） 管理№.（シリアルナンバー）が記載されている書類の写し

※上記（３）に記載されている場合は不要）

（５） 国交省に届け出をして受理された「業後自動点呼の実施に係る届出書」の写し（要受付印）

（６） Ｇマーク事業所は有効期限内の認定証の写し

様式3

【事業者→地方ト協】

自動点呼機器導入促進助成事業　助成申請書

（公社）北海道トラック協会長　殿

申請年月日		20　　年　　月　　日	
事 業 者 名		印	
支店名・営業所名			
会社所在地		〒　　ー	
電話・FAX番号		電話　　（　　）	FAX　　（　　）
申請責任者		役職　　氏名	
安全性優良事業所（Gマーク） ※該当する場合、認定番号を記入			
自動点呼機器	機器名	○メーカー名： ○機器名称：	
	管理NO（※） （シリアルナンバー）		
	契約日または サービス利用開始日	20　　年　　月　　日	
取扱店			
導入費用		円	
助成金申請額		円	
振込先 金融機関	金融機関名	銀行 信金　　支店	
	ふりがな 口座名義		
	口座番号	普通 ・ 当座	
添付書類		1．取扱店に支払った導入費用の領収証の写し 2．契約日またはサービス利用申込書の写し 3．管理NOが記載された書類の写し（2．に記載されている場合は不要） 4．国土交通省に届け出をして受理された「業務後自動点呼の実施に係る届出書」の写し（要受付印） 5．Gマーク事業所は有効期間内の認定証の写し	

※契約書またはサービス利用申込書に記載された管理NO（シリアルナンバー）を記載すること。

安全性評価事業(Gマーク制度)普及促進助成

この助成制度は、安全性優良事業所(Gマーク事業所)に対し、一部の北海道トラック協会助成事業と連携(助成額の加算等)し、Gマークの新規取得及び更新の意欲向上を図るため、インセンティブとして助成します。

≪申込期間≫

令和5年4月1日から各対象助成事業の終了まで(北ト協必着)

※予算に達した場合は、その時点で受付を終了します

≪助成対象及び金額≫

(1)連携する北ト協助成事業及び助成額は下表のとおりです。なお、連携した助成額の合計が取得費用を超える場合はその費用までを上限とします。

(2)助成対象は連携する北ト協助成事業の要件を満たすもので、申請日においてGマーク事業所であるものとします。

(3)申請事業所が、道内7地区トラック協会のいずれかに所属するものであることとします。

	助成額(加算等の金額)
● 安全装置等導入促進助成金(P76)	
① 後方視野確認支援装置	1台　＋ 5,000円
② 側方視野確認支援装置	1台　＋ 5,000円
③ ①+②同時装着	1台　＋10,000円
④ ｱﾙｺｰﾙｲﾝﾀｰﾛｯｸ	1台　＋ 5,000円
⑤ IT点呼に使用する携帯型ｱﾙｺｰﾙ検知器	1台　＋ 5,000円
● グリーン経営認証制度促進助成金(P55)	
① 新規申請	1社　＋ 5,000円
② 更新申請	1社　＋ 5,000円
● 自動点呼機器導入促進助成金(P70)	2台目(※) 200,000円 (北ト協10万円・全ト協10万円)

(※)申請期間に機器を複数台導入したもののうち、1台目は連携する北ト協助成事業で助成します。

≪申込方法≫

連携する北ト協助成事業で定められた書類を北ト協へ郵送してください。(持参も可)

詳しくは各ページをご確認ください。

アイドリングストップ支援機器導入促進助成

この助成制度は、環境保全対策に貢献することを目的とするもので、会員事業者のアイドリングストップ励行を支援するため、下記対象機器購入費用の一部を助成します。

≪申込期間≫

令和５年４月１日から令和６年３月１日まで

※予算に達した場合は、その時点で受付を終了します

≪助成対象機器≫

（１）エアヒーター

（２）車載バッテリー式冷房装置

※１ 標準装備車を購入する場合は対象外です

※２　令和５年４月１日から令和６年３月１日までに装着完了したもの

≪助成額≫

１会員あたりの助成限度は２台まで

（エアヒーターと車載バッテリー式冷房装置合わせて）とし、

１台につき取得単価（税抜）の１／２の最大 40,000 円

≪申込方法≫

下記の (1) ～(4)の書類を地区ト協または北ト協へ郵送してください。(持参も可)

（１)様式１　アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付申請書兼請求書

（２)様式１の２　アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付申請書兼請求書内訳書

（３）機器の型式及び取得価格が分かる書類（納品書・請求書の写し等）

（４）事業者におって機器の支払が行われたことが分かる書類（領収書の写し等）

※リース契約書でも可。(取得価格が分かる書類を必ずつけてください)

◎アイドリングストップ支援対象機器一覧　（令和５年４月３日現在）

エアヒーター

メーカー名	機器名・型式
ベバストサーモアンド コンフォートジャパン	エアヒーター　AT2000ST
	ベバストヒーター　AT2000STC
エバスペヒャー ミクニ クライメットコントロールシステムズ	エアトロニック　D2L
クロコアートファクトリー	BRANO エアヒーター ATESO ALFA D２

車載バッテリー式冷房装置

メーカー名	機器名・型式
太陽工業	エアースタイル
ベバストサーモアンド コンフォートジャパン	パーキングクーラー　フレスコ 3000
	ベバストクーラー　Cool Split20 Top/Back
アイ・シー・エル	ISC-1800W　ｉ-cool+（ｱｲｸｰﾙ ﾌﾟﾗｽ）
	i-Cool mini（ｱｲｸｰﾙ ミニ）
	i-Cool Hi（アイクール　ハイ） ISC-2200W
エバスペヒャー ミクニ クライメットコントロールシステムズ	クールトロニック 9457001
	クールトロニック 9457321
	クールトロニック 9457322
	クールトロニック 9457323
	クールトロニック 1600BW Cooltronic1600BW
ホワイトハウス	クールトロニック
スカニアジャパン	Bycool　Compact3.0

※機器の変更等は北ト協 HP にて掲載しておりますので、そちらも
ご確認ください。

捨印

アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付申請書兼請求書

令和　　年　　月　　日

公益社団法人北海道トラック協会長　殿

（〒　　－　　）
会社所在地
会　社　名
代　表　者　　印
電話番号
ＦＡＸ番号
担当者氏名

アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付要綱第６条に基づき、下記のとおり申請（請求）します。

記

１．支援対象機器　　ヒーター　・　クーラー　（　申請する機器に○印　）

２．申 請 台 数　　＿＿＿＿＿＿＿＿台

３．助 成 申 請 額　　＿＿＿＿＿＿＿＿円　（ヒータ・クーラー　@40,000 円）

４．振込先銀行口座

銀行名	銀行 信用金庫 信用組合			支店名	支店		
預金種類	普通預金　・　当座預金						
口座番号							
（ふりがな） 口座名義							

○助成金請求に必要な書類　　チェック欄
①様式１　アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付申請書兼請求書　□
②様式１－２　アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付申請書内訳書　□
③機器の型式及び取得価格がわかる書類（納品書・請求書の写し）　□
④事業者によって機器の支払が行われたことが分かる書類　□
（領収書等写し）

地区ト協受付印	北ト協受付印

安　全　装　置　等　導　入　促　進　助　成

この助成制度は、交通事故防止対策の推進を目的とするもので、危険予測に効果がある安全装置等の装着普及を図るため、下記対象装置の導入費用の一部を助成します。

≪申込期間≫

令和５年４月１日から令和６年３月１日まで
※予算に達した場合は、その時点で受付を終了します

≪助成対象・助成額≫

助成の対象及び助成額は、トラックに装着した全ト協が定める下記の①～⑥のみです。

また、申請日にＧマークを取得している場合は、同時申請することにより助成額に加算して助成します。

≪助成対象・助成額≫

	助成額	上限額（単位＝円） ※全ト協助成額を含む	Ｇマーク加算額
① 後方視野確認支援装置 （ﾓﾆﾀｰ＋後方ｶﾒﾗ）	取得額(※１)の２分の１	３０，０００(※２)	＋５，０００
② 側方視野確認支援装置 （ﾓﾆﾀｰ＋側方ｶﾒﾗ） ※車両総重量７．５ｔ以上の事業用トラックで左側にカメラを装着した場合のみ申請可	取得額(※１)の２分の１	３０，０００(※２)	＋５，０００
③ 上記①+②を同時装着した場合 ※モニター＋後方カメラ＋側方カメラ	取得額(※１)の２分の１	６０，０００	＋１０，０００
④ ①導入済みで側方ｶﾒﾗを追加した場合	取得額(※１)の２分の１	３０，０００	＋５，０００
⑤ ｱﾙｺｰﾙｲﾝﾀｰﾛｯｸ	２０，０００	―	＋５，０００
⑥ IT 点呼に使用する携帯型ｱﾙｺｰﾙ検知器 ※Ｇマーク取得事業所のみ申請可	２０，０００	―	＋５，０００

※１　取得額とは助成対象機器本体と付属品の取得額です。
（取り付け費用及び消費税は除く）

※２　側方視野確認支援装置に関し、後方視野確認支援装置と一体型である場合は、後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置の各々を助成対象とします。

※３　国からの補助金が交付された装置に対しては、助成金を交付しません。

※４　本体以外のオプション品、並び中古品・レンタル品は対象となりません。

※５　前項で定めた機器は、令和５年４月１日から令和６年３月１日の間に、購入及び装着支払いが完了したものを助成対象とします。

≪助成限度≫

（１）助成限度は、上記の≪助成対象・助成額≫の①～⑥の項目ごとに、会員の本社、支店、営業所を通じ１社１０台まで

（２）機器を装着する車両が、道内７地区トラック協会に所属する営業所に配置するものに限ります。

≪申込方法≫

下記の⑴～⑹の書類を北ト協または地区ト協に郵送してください。（持参も可）

また、側方視野確認支援装置を申請する場合は（★６）、IT 点呼に使用する携帯型アルコール検知器を申請する場合は（★７）の書類を追加で添付してください。

なお、Ｇマーク取得による助成加算を申請する場合は（★８）の書類を追加で添付してください。

（１）安全装置等導入促進助成実績報告書（兼助成金交付請求書）（様式１）

（２）安全装置等導入内訳書（様式１の２・様式１の３）

（３）「誓約書」（様式２）

（４）安全装置等を装着したことが確認できる下記のいずれかの書類

①助成対象機器・付属品の型式及び取得価格の記載がある納品書又は請求書の写し（対象機器の型式及び取得価格の記載のないものは対象外）

②自動車製作者または自動車販売会社等が発行する装着証明書（P82 参照）

（５）事業者によって助成対象機器・付属品の支払が行われたことが分かる書類の写し（領収書・割賦販売契約書等）

※リース契約の場合はリース契約書の写しを添付してください

（★６）側方視野確認支援装置を申請する場合

①側方カメラが取り付けられた状態の車両の写真

②自動車検査証記録事項の写し

（★７）IT 点呼に使用する携帯型アルコール検知器を申請する場合

①Ｇマーク事業所認定証の写し

②自動車検査証記録事項の写し

（★８）Ｇマーク取得による助成加算を申請する場合

①Ｇマーク事業所認定証の写し

②自動車検査証記録事項の写し（装着した車両台数分）

≪機器の処分制限≫

助成対象の機器を導入の日から起算して１年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供することができません。

捨印

様式１　（第５条関係）

年　　月　　日

安全装置等導入促進助成事業実績報告書
（兼助成金交付請求書）

公益社団法人北海道トラック協会長　　殿

（〒　　－　　）
会社所在地
会　社　名
代　表　者　　印
担当者氏名
連　絡　先　ＴＥＬ
ＦＡＸ

安全装置等導入促進助成要綱第５条に基づき、下記のとおり申請（請求）します。

記

１．助成金額：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２．振込先銀行口座

銀行名	銀行 信用金庫 信用組合		支店名	支店			
預金種類	普通預金　・　当座預金						
口座番号							
(ふりがな) 口座名義							

チェック欄

○　助成金請求に必要な書類

① 様式１「安全装置等導入促進助成事業実績報告書（兼助成金交付請求書）」 □
② 様式１の２「安全装置等導入内訳書」（後方・側方・同時装着の場合） □
　 様式１の３「安全装置等導入内訳書」（インター・ＩＴの場合） □
③ 様式２「誓約書」 □
④ 機器を装着したことが確認できる書類（納品書又は請求書等、搭載証明書） □
⑤ 事業者により機器の支払いが証明できる書類（領収書・リース契約書等） □
⑥ ★側方ｶﾒﾗを申請する場合、取付位置の分かる写真、自動車検査証記録事項の写し □
⑦ ★携帯型ｱﾙｺｰﾙ検知器を申請する場合、Ｇﾏｰｸ事業者認定証の写し、自動車検査証記録事項の写し □
⑧ ★Ｇﾏｰｸ取得による助成加算を申請する場合、Ｇﾏｰｸ事業者認定証の写し、自動車検査証記録事項の写し □

地区ト協受付印	北ト協受付印

様式1の2

安全装置等導入内訳書
（後方・側方・同時装着の場合）

年　　月　　日

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

整理番号	支店・営業所名（Gマーク認定証番号*1）	区　分※2（対象に☑をしてください）	導入装置 メーカー名	導入装置 装置名・型式	台数（台）	購入単価（税抜）	機器助成額(税抜 1/2) / Gマーク助成加算額※1（対象の場合、該当欄に☑をつけてください）		装着年月
1	（　　）	□①後方 □②側方 □③側方（カメラのみ） □④同時装着（後・側）※3		（装置名） （型式）			機器助成額 □ Gマーク有 ①②③⇒@5，000円 ④⇒@10，000円		
2	（　　）	□①後方 □②側方 □③側方（カメラのみ） □④同時装着（後・側）※3		（装置名） （型式）			機器助成額 □ Gマーク有 ①②③⇒@5，000円 ④⇒@10，000円		
3	（　　）	□①後方 □②側方 □③側方（カメラのみ） □④同時装着（後・側）※3		（装置名） （型式）			機器助成額 □ Gマーク有 ①②③⇒@5，000円 ④⇒@10，000円		
4	（　　）	□①後方 □②側方 □③側方（カメラのみ） □④同時装着（後・側）※3		（装置名） （型式）			機器助成額 □ Gマーク有 ①②③⇒@5，000円 ④⇒@10，000円		
5	（　　）	□①後方 □②側方 □③側方（カメラのみ） □④同時装着（後・側）※3		（装置名） （型式）			機器助成額 □ Gマーク有 ①②③⇒@5，000円 ④⇒@10，000円		
小　計							A：機器助成合計額 B：Gマーク助成加算合計額		
合　計（A＋B）							C：　　円		

*1：「安全性評価事業(Gマーク制度)普及促進助成金」の同時申請をする場合は、導入事業所のGマーク認定証番号及び加算額を記入してください。
*2：後方＝後方視野支援確認装置、側方＝側方視野支援確認装置。　　*3：同時装着（後方・側方視野支援確認装置）の場合は、型式をそれぞれ記入してください。

無断で転載を禁じます

様式1の3

安全装置等導入内訳書
（インター・IT の場合）

年　　月　　日

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

整理番号	支店・営業所名（Gマーク認定証番号*1）	区　分※2（対象に☑をしてください）	導入装置 メーカー名	導入装置 装置名・型式	台数（台）	購入単価（税抜）	機器助成額(税抜 1/2) / Gマーク助成加算額※1（対象の場合、該当欄に☑をつけてください）		装着年月
1	（　　）	□⑤インター □⑥IT		（装置名） （型式）			機器助成額 □ Gマーク有		
2	（　　）	□⑤インター □⑥IT		（装置名） （型式）			機器助成額 □ Gマーク有		
3	（　　）	□⑤インター □⑥IT		（装置名） （型式）			機器助成額 □ Gマーク有		
4	（　　）	□⑤インター □⑥IT		（装置名） （型式）			機器助成額 □ Gマーク有		
5	（　　）	□⑤インター □⑥IT		（装置名） （型式）			機器助成額 □ Gマーク有		
				小　計			A：機器助成合計額 B：Gマーク助成加算合計額		
				合　計（A＋B）			C：　　円		

*1：「安全性評価事業(Gマーク制度)普及促進助成金」の同時申請をする場合は、導入事業所の G マーク認定証番号及び加算額を記入してください。
*2：インター＝呼気吹込み式アルコールインターロック、IT＝IT 点呼に使用する携帯型アルコール検知器。

様式２

年　　月　　日

公益社団法人北海道トラック協会長　　殿

会社名
住　所
代表者　　印

誓　約　書

弊社は、下記機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを、ここにお誓いいたします。

記

１．機 器 名	ﾒｰｶｰ・型式
２．導入台数	台

※機器の型式、数量、取得価格が不明な場合にご使用ください。

安全装置等搭載証明書

年　　月　　日

（事業者名）

殿

装着・販売会社名

住　　所

代　表　者

電 話 番 号　　印

下記のとおり安全装置等の搭載を完了したことを証明いたします。

記

	車両登録番号	区分 （対象に☑をしてください）	メーカー名	搭載装置 型式	価格 （税抜）	搭載日
1		□①後方 □②側方 □③同時装着（後・側） □④側方（カメラのみ）				年　月
2		□①後方 □②側方 □③同時装着（後・側） □④側方（カメラのみ）				年　月
3		□①後方 □②側方 □③同時装着（後・側） □④側方（カメラのみ）				年　月
4		□①後方 □②側方 □③同時装着（後・側） □④側方（カメラのみ）				年　月
5		□①後方 □②側方 □③同時装着（後・側） □④側方（カメラのみ）				年　月

ドライブレコーダー機器導入促進助成

この助成制度は、事故や急加速・急減速など一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステムの普及を図るため、下記対象機器を導入した費用の一部を助成します。

≪申込期間≫

令和５年４月１日から令和６年３月２２日まで

（受付の早期終了が予想されます。お早めにご申請ください。）

※予算に達した場合は、その時点で受付を終了します

前年度以前に導入または支払いが行われた機器は、申請の対象となりません。
また、申請受付終了後から今年度末までに導入または支払いが行われた機器を、次年度以降の助成事業において申請することはできません。

≪助成対象≫

（１）助成対象者は助成対象機器の導入時及び支払い時、並びに申請時に会員であり、会費未納等が無い者とします。

（２）助成対象車両は会員が保有し、北海道内の地区トラック協会（以下「地区ト協」という。）に所属する営業用貨物自動車とします。

≪助成対象機器≫

令和５年４月１日から令和６年３月２２日までに新たに導入及び支払いが完了したもので、以下に記載した機器（国から補助金が交付された機器・中古品・レンタル品・保険会社等の付帯サービスは除く）

（１）公益社団法人全日本トラック協会によって分類された以下のドライブレコーダー

①簡易型　　②標準型　　③運行管理連携型

（２）（１）のいずれかの分類に準じた機能を保有しているドライブレコーダー

※１　北ト協では一般的な形式のドライブレコーダー（スマホ型などの特殊なものを除く）を全て対象としております。助成対象となるか確認したい場合は、北ト協までご連絡ください。

（３）既に導入済みのドライブレコーダーに追加可能な、車内録画を目的とするカメラ単体

ドライブレコーダーの付属品（オプション機器、ケーブル、メモリカード等）は、機器と同時に助成金の請求を行ったものに限り助成対象とします。但し、申請する助成対象機器の動作に必要な最小限度を越える分（予備等）はこれに含みません。

≪助成額≫

助成額は以下のとおりとします。

●ドライブレコーダー

	助成額	上限額（単位＝円）
①簡易型	取得額(※2)の２分の１	２０，０００
②標準型		
③運行管理連携型		
①～③に準じた型		

●車内カメラ

	助成額	上限額（単位＝円）
車内カメラ単体	取得額(※2)の２分の１	１０，０００

※２　助成対象機器本体と付属品の取得額（取付費用及び消費税を除きます）

≪助成上限≫

会員が保有し、各地区ト協に所属する営業用貨物自動車の台数（但し、被牽引車を除く。）の合計により以下のとおりとします。

上記条件の合計保有車両数（※３）	助成上限台数
１両　～　１９両	保有台数分
２０両　～　９９両	２０台
１００両　～　１９９両	２５台
２００両　～	３５台

（※３の例）

	保有車両数（エンジン付き緑ナンバー）
本社（札幌地区）	５０両
A営業所（函館地区）	２０両
B営業所（旭川地区）	４０両
合　計	１１０両

合計保有車両数が１１０両なので、助成上限台数は全営業所を通じて２５台までとなります。

※　本体と車内カメラはそれぞれ各１台ずつ別々の申請となります。
ご注意ください。

（例）ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ本体（10台）＋　車内ｶﾒﾗ（10台）＝　**２０台の申請**





≪申込方法≫

下記の⑴～⑷の書類を地区ト協または北ト協へ郵送してください。（持参可）

（１）「ドライブレコーダー機器導入実績報告書（兼助成金交付請求書）」（様式１）

（２）「ドライブレコーダー機器導入内訳書」（様式１の２）

（３）車内カメラ単体の導入による助成金を請求する場合のみ下記の書類が必要となります

「車内カメラ装着状況報告票」（様式２）

※４　必要事項を記載し、車内カメラを取り付けた状態の車内の写真を添付。

（４）下記の①～③の内容が確認できる書類を添付してください。

① 助成対象機器及び付属品の型式と取得額がわかる書類の写し

（見積書・納品書・請求書等）

※５　記載されている価格が車両全体等で、助成対象機器の取得額が不明な書類の場合は、当該機器の販売会社等へこれのわかる書類の発行を依頼し、あわせて添付してください。

② 助成対象機器及び付属品の支払いを行ったことがわかる書類の写し

（領収書・割賦販売契約証）

※６　領収書において、他の支払いが含まれている等の理由で①の金額と一致していない場合は、以下のいずれかを行ってください。

・金額の内訳が確認できる書類の添付してくだい。

・余白に「申請機器〇〇台分の支払いを含む。」と記入してください。

③ リース契約の場合はリース契約書の写し

※７　リース物件が車両全体で、自動車登録番号（ナンバー）の記載がない場合は、余白に自動車登録番号標（ナンバープレート）の記載内容を記入してください。

≪機器の処分制限≫

助成対象の機器を導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供することができません。

捨印

様式１　（第６条関係）

年　　月　　日

ドライブレコーダー機器導入促進助成金実績報告書（兼助成金交付請求書）

公益社団法人北海道トラック協会長　　殿

（〒　　－　　）
会社所在地
会　社　名
代　表　者　　印
担当者氏名
連　絡　先　ＴＥＬ
ＦＡＸ

ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱第６条に基づき、下記のとおり申請（請求）します。

記

１．助成金額：＿＿＿＿＿＿円

２．振込先銀行口座

銀行名	銀行 信用金庫 信用組合	支店名	支店
預金種類	普通預金　・　当座預金		
口座番号			
(ふりがな) 口座名義			

○　助成金請求に必要な書類　　チェック欄

①　様式１「ドライブレコーダー機器導入促進助成金実績報告書（兼助成金交付請求書）」 □
②　様式１の２「ドライブレコーダー機器導入内訳書」 □
③　様式２「車内カメラ装着状況報告票」　※　車内カメラを申請する場合 □
④　助成対象機器・付属品の型式及び取得価格がわかる書類の写し □
（見積書・納品書・請求書等）
※リース契約または割賦購入の場合は販売店または代理店が発行した見積書等の写し
⑤　事業者によって助成対象機器・付属品の支払いを行われたことがわかる書類の写し □
（領収書・割賦販売契約証等）　※　リース契約の場合はリース契約書

地区ト協受付印	北ト協受付印

様式１の２

ドライブレコーダー機器導入内訳書

令和　　年　　月　　日

No.	支店・営業所名	自動車登録番号（ナンバープレート記載内容）	導入機器（ドラレコ・車内カメラ単体）			単価（税抜）（円）	助成額（円）	導入年月
			区分（☑）	メーカー名・型　式	台数			
1			□ﾄﾞﾗﾚｺ □単体ｶﾒﾗ	（メーカー名） （型　式）				年　　月
2			□ﾄﾞﾗﾚｺ □単体ｶﾒﾗ	（メーカー名） （型　式）				年　　月
3			□ﾄﾞﾗﾚｺ □単体ｶﾒﾗ	（メーカー名） （型　式）				年　　月
4			□ﾄﾞﾗﾚｺ □単体ｶﾒﾗ	（メーカー名） （型　式）				年　　月
5			□ﾄﾞﾗﾚｺ □単体ｶﾒﾗ	（メーカー名） （型　式）				年　　月
6			□ﾄﾞﾗﾚｺ □単体ｶﾒﾗ	（メーカー名） （型　式）				年　　月
7			□ﾄﾞﾗﾚｺ □単体ｶﾒﾗ	（メーカー名） （型　式）				年　　月
8			□ﾄﾞﾗﾚｺ □単体ｶﾒﾗ	（メーカー名） （型　式）				年　　月
合　　計								

様式２　※車内カメラ単体を申請する場合のみ添付してください。

車内カメラ装着状況報告票

○　車内カメラを取り付けた状態の車内の写真を貼付してください。
○　自動車登録番号（ナンバープレート）［　　］

環　境　対　応　車　導　入　促　進　助　成

この助成事業は環境問題への取り組みとして環境対応車の普及に向け、全日本トラック協会との協調により、会員事業者への環境対応車導入促進を図るための助成制度です。

≪助成申込について≫

◆　国　◆　※所管が国土交通省から環境省へ変更となり、トラック協会との協調はありません。4/25 現在、情報公開がされていないため、最新情報は北ト協ＨＰをご確認ください。

◆全ト協◆　※事前に「交付決定通知書」を得る必要があります。詳しくは北ト協ＨＰをご確認ください。

【申請締切】　４～６月に車両登録：令和５年７月３１日まで
それ以降に車両登録：令和６年１月３１日まで

◆北ト協◆　北ト協へ申請を行う際、全ト協への申請を同時に行うことが出来ます。
注意点もございますので、詳細は北ト協のＨＰをご確認ください。

【申請締切】　令和６年３月１日まで
（令和６年３月８日までに登録が完了した車両のみ）

≪助成額≫

（１）天然ガス自動車　（単位：円）

車両区分		価格差	国交省（補助率・額）	全ト協（補助率・額）	北ト協
最大積載量	4t 未満	~~730,000~~	~~243,000~~	122,000	－
最大積載量	4t 以上	~~2,750,000~~	~~916,000~~	459,000	－
車両総重量	12t 超	―	―	1,000,000	－
	ﾊﾞｲﾌｭｰｴﾙ車	―	―	50,000	－

※全ト協の助成のみとなります。

（２）ハイブリッド自動車

車両区分		価格差	国交省（補助率・額）	全ト協（補助率・額）	北ト協
最大積載量	4t 未満	~~770,000~~	~~256,000~~	97,000	200,000
最大積載量	4t 以上	~~2,680,000~~	~~893,000~~	335,000	340,000
車両総重量	12t 超	―	―	300,000	－

※全ト協・北ト協の協調助成のみとなります。

（３）天然ガス自動車（使用過程車改造）

※助成対象から除外となります。

（４）電気自動車

車両区分		全ト協	北ト協
最大積載量	2.5t 超	300,000	100,000

※（中小企業者（資本金３億円以下または従業員数 300 人以下）の事業者のみ）

ＣＮＧ車燃料助成

この助成制度は、環境保全対策の一環で会員事業者が低公害車である天然ガス自動車（以下「ＣＮＧ車」という）の燃料費の一部を助成し、低公害車の普及促進を目的としています。

≪対象期間≫

令和５年４月１日から令和６年３月２１日までに充填したものを対象とします。

※充填量対象期間
- 上期分…令和５年４月から９月
- 下期分…１０月から令和６年３月

≪助成対象≫

申請時に当協会の会員事業者を対象とし、申請車両が北海道内７地区トラック協会のいずれかに所属する営業用貨物自動車に限るものとします。

≪助成金額≫

ＣＮＧ車が充填した天然ガス１㎥当たり５円助成。

一事業者（本社、支店等）の助成額は年間４０万円まで。

助成金の額　＝　天然ガス充填量（㎥）　×　５円

≪申請方法≫

下記の（１）及び（２）の書類を北ト協へ郵送してください。（持参も可）

（１）「ＣＮＧ車燃料助成金申請書」

（２）北海道ガス（株）が発行する天然ガス充填量証明書の写し

CNG車燃料助成金申請書

令和　年　月　日

（公社）北海道トラック協会長　殿

（申請者）　住　　所
会 社 名
代表者名　　印
担 当 者
（所属・氏名）

CNG車燃料助成金を下記のとおり申請（請求）します。

記

1. 申請（請求）対象期間　令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日

2. 助 成 金 合 計　　円

※ 別途要綱第4条により、助成額は年間 40 万円までとなります。

《 内 訳 》

台数	登録番号	充填量（m^3）A	助成単価（円）B	算出金額(円)A×B
1			5	
2			5	
3			5	
4			5	
5			5	
6			5	
7			5	
8			5	
9			5	
10			5	

銀行等口座　　（銀行・信用金庫・信用組合）　　本・支店

口 座 番 号　（ 普通 ・ 当座 ）　NO.

（フリガナ）
口 座 名

交通事故防止ラッピングトラック施工料助成

この助成制度は、トラックドライバーの交通事故防止に向けた意識高揚及び地域社会に「安全安心なトラック」をPRすることを目的とし、ラッピングトラック施工に係る料金の一部を助成します。

≪申込期間≫

◎令和5年4月1日から令和6年3月22日までに施工を完了するものが対象

◎計画申請期間は令和5年4月1日から令和6年2月29日まで

※予算に達した場合は、その時点で受付を終了します

≪助成対象≫

申請時に会員であり、会費未納等が無い会員の事業用貨物自動車を対象とします。

≪要件≫

（1）荷台形状が箱型であるなど、ラッピング施工が可能な形状であることとします。
（2）主要都市内を中心とした走行を行うこととします。
（3）ラッピングデザインは既存のキャラクター（自社・他団体等）、企業のロゴなどは対象外とし、会員事業所に所属する従業員の家族（小学生以下）が描いた絵などを用い、交通事故防止について広く啓発できるものとします。
（4）車輌の荷台左右両面に施工(左右異なったデザインも可)することとします。

≪助成額≫

消費税を除く施工料を助成金対象とし、助成金額は1台150，000円を上限とします。

※1　ただし、助成金対象額が150，000円に満たない場合はその金額を助成額とします。また、助成金額には撤去費用を含みます。

≪助成限度≫

助成上限は、会員1事業者につき1台までとします。

≪申込方法≫　※事前申請が必要となりますのでご注意ください。

下記の（1）～（3）の手順により、書類を北ト協へ郵送してください。（持参可）

（1）　北ト協への計画申請**（事前申請）**

会員事業者は北ト協に対して、下記の①～④のラッピングトラックの施工計画を提出してください。

① ラッピングトラック施工計画書（様式1）　② 見積書
③ ラッピング予定のイメージ画像等（データ）　④ 車検証

（2）　計画の審査・承認

北ト協は申請を受けた計画について審査し、要件に適合すると認められた場合、承認を行い、会員事業者へ通知します。

※北ト協の承認を得ずにラッピング施工を完了した場合、助成金を交付しません。

（3）　承認を受けた会員事業者は計画に基づき施工を行い、施工完了後に下記の①～④の書類を北ト協へ提出してください。

①事業実施報告兼請求書（様式2）　②ラッピング施工の請求書
③施工の支払いを証明する書類　④施工後のラッピングトラックの画像（ﾃﾞｰﾀ）

様式１

ラッピングトラック施工計画書

令和　　年　　月　　日

公益社団法人北海道トラック協会長　殿

（〒　　－　　）
会社所在地
会　社　名
代　表　者　　印
担当者氏名
連　絡　先　ＴＥＬ
ＦＡＸ
(※必須)E-Mail

ラッピングトラックの施工について下記のとおり計画しましたので承認願います。

記

施工車両	車両ナンバー	
	車　　種	
	荷台形状	
ラッピングデザイン制作者	氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　年齢＿＿＿＿＿＿＿＿ 続柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	
施工業者		
施工日（予定）	令和　　年　　月　　日	
費用見積額（助成対象額）	円※消費税を除く	

※添付書類　①見積書　②ラッピング予定のイメージ画像等(ﾃﾞｰﾀ)　③車検証

【北ト協承認欄】 上記計画を承認します。	承認印

捨印

様式２　（第６条関係）

年　　月　　日

交通事故防止ラッピングトラック施工料助成金実績報告書
（兼助成金交付請求書）

公益社団法人北海道トラック協会長　　殿

（〒　　－　　）
会社所在地
会　社　名
代　表　者　　印
担当者氏名
連　絡　先　ＴＥＬ
ＦＡＸ

交通事故防止ラッピングトラック施工助成金交付要綱第６条（３）に基づき、下記のとおり申請（請求）します。

記

１．助成金額：＿＿＿＿＿＿＿＿円

２．振込先銀行口座

銀行名	銀行 信用金庫 信用組合		支店名	支店			
預金種類	普通預金　・　当座預金						
口座番号							
(ふりがな) 口座名義							

○　助成金請求に必要な書類　　チェック欄

① 様式２「交通事故防止ラッピングトラック施工料助成金実績報告書」　□
② ラッピング施工料の請求書　□
③ ラッピング施工料の支払いを証明する書類（領収書等）　□
④ 施工後のラッピングトラックの画像（データ）　□

地区ト協受付印	北ト協受付印

トルクレンチ等導入促進助成

この助成制度は、ホイールナットの緩みの防止や、タイヤ交換後の増し締め作業を励行させるため、トルクレンチの導入促進を図り、車輪脱落事故を根絶するため、下記対象機器の導入費用の一部を助成します。

≪申込期間≫

令和５年４月１日から令和６年３月１日まで

※予算に達した場合は、その時点で受付を終了します

≪助成対象機器≫

（１）トルクレンチ（プレセット型等）

（２）トルクレンチ（電動型等）

※トルクセッターや電動タイヤレンチ等の名称のもので、高精度なトルク管理が可能な機器とします。

※中古品・レンタル品、国等から補助金が交付された機器並びにインパクトレンチは対象となりません。

※令和５年４月１日から令和６年３月１日の間に購入し支払い（リース契約の場合は契約締結）が行われたものを助成対象とします。

≪助成額≫

助成額は、会員が当該年度に新たに導入した機器取得額の２分の１とし、下記の上限額までとします。

なお、機器取得額はトルクレンチの本体価格（セット・付属するスタンドを含む）とし、消費税は除きます。

項　　目	助成上限額
① 締め付け能力が 600N・m 以上のトルクレンチ	取得額の２分の１ （上限５０，０００円）
② 締め付け能力が 600N・m 未満のトルクレンチ	取得額の２分の１ （上限２０，０００円）

≪助成上限台数≫

本事業の助成上限は、会員１事業者につき１台までとします。

≪助成金の請求≫

会員は、助成金を請求する場合、以下の書類に必要事項を記入し、北ト協に提出してください。

（１）様式１「トルクレンチ等導入実績報告書（兼助成金交付請求書）」

（２）様式２「誓約書」

（３）助成対象機器の型式及び取得額がわかる書類の写し

（見積書・納品書・請求書・リース契約書等）

※リース契約や割賦購入の場合は、販売店・代理店が発行した見積書等を添付する。

（４）助成対象機器の支払いを行ったことがわかる書類の写し

（領収書・リース契約書・割賦販売契約証）

※領収書に他物品の支払額が含まれている等、対象機器の金額と一致していない場合は、以下のいずれかの対応を行う。

①金額の内訳が確認できる書類の添付

②余白に「申請機器〇〇台分の支払いを含む。」と記入

（５）締め付け能力が確認できる書類の写し

（製品カタログ又は、販売会社による証明書類等）

（６）締め付け能力が 600N・m 以上のトルクレンチトルクレンチの申請の場合、車両総重量８ｔ以上の事業用トラックを保有する事業者の証として自動車検査証の写し。

捨印

様式１　（第６条関係）

年　　月　　日

トルクレンチ等導入実績報告書
（兼助成金交付請求書）

公益社団法人北海道トラック協会長　　殿

（〒　　－　　）

会社所在地

会　社　名

代　表　者　　印

担当者氏名

連　絡　先　ＴＥＬ

ＦＡＸ

トルクレンチ等導入促進助成交付要綱第６条に基づき、下記のとおり申請（請求）します。

記

１．助成金額：＿＿＿＿＿＿円

２．助成内容

購入年月	メーカー名	型式	**取得額**（税抜）	ﾄﾙｸ調整範囲［N・m］
令和　年　月			円	(例)●●～●●●～

３．振込先銀行口座

銀行名	銀行 信用金庫 信用組合	支店名	支店
預金種類	普通預金　・　当座預金		
口座番号			
(ふりがな) 口座名義			

○　助成金請求に必要な添付書類　　チェック欄

①　助成対象機器の型式・取得価格がわかる書類の写し　□
（見積書・納品書・請求書・リース契約書等）

②　事業者によって助成対象機器の支払いを行われたことがわかる書類の写し　□
（領収書・割賦販売契約証等）　※　リース契約の場合はリース契約書

③　締付能力が確認できる書類の写し（製品カタログ等）　□

④　締付能力 600N・m 以上のトルクレンチの申請の場合、自動車検査証の写し　□

地区ト協受付印	北ト協受付印

様式２

年　　月　　日

公益社団法人北海道トラック協会長　　殿

会社名

住　所

代表者　　印

誓　約　書

弊社は、下記機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを、ここにお誓いいたします。

記

１．機 器 名	ﾒｰｶｰ・型式
２．導入台数	１　台

全国トラック事業グループ保険は

（災害保障特約付団体定期保険）

昭和50年創設！
制度発足来
安心をお届け
しています！

「あなたのため」と「みんなのため」の助け合いの制度です。

全国トラック事業グループ保険に加入した場合、「あなた」自身に万一（死亡・高度障害）のときや、不慮の事故による身体障害・入院のときに「加入者みんな」から集められた保険料をもとに保険金・給付金が支払われます。
全国トラック事業グループ保険は「相互扶助」を理念としている助け合いの制度ですから、より多くの会員、組合員の加入が必要となります。





ONE FOR ALL　ALL FOR ONE

（一人がみんなのために、みんなが一人のために助け合っていこうという制度です。）

特徴1　お手頃な掛金で安心の24時間保障！（業務中も業務外も）

保険金額100万円あたり の保障内容	
病気による死亡・ 所定の高度障害	１００ 万円
不慮の事故による死亡 または所定の感染症による死亡	１７０ 万円
不慮の事故による所定の高度障害	１７０ 万円
不慮の事故による身体障害 （ 第2級～第6級）	４９ 万円～７ 万円
不慮の事故による入院 （ 5日以上120日限度）	1日につき　１，０５０ 円

※最高で1,000万円まで加入できます。
（加入保険金額は年齢により上限が設けられています）

（ 参考）保険金額100万円の場合の月額掛金例 （概算）

保険年齢	男性	女性
３０ 歳	２７８ 円	２３３ 円
４０ 歳	３０４ 円	２７４ 円
５０ 歳	４１８ 円	３４９ 円
６０ 歳	６７７ 円	４７５ 円

※上記掛金は概算です。また、年齢・性別により異なります。
※保険年齢とは2022年5月1日を基準に満年齢で計算し、1年未満の端数については6ヵ月を超えるものは切り上げ、6ヵ月以下のものは切り捨てます。

特徴2　従業員のために負担した掛金は全額損金（必要経費）！

会社の福利厚生制度の充実に！

（法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2）（昭和47年所得税個別通達直審3-7）
※税務取扱については、2022年2月現在の法令・通達・判例に基づいたものであり、将来的に変更されることもあります。
※個別の税務取扱につきましては、税理士または所轄の税務署・国税局にご確認ください。

特徴3　剰余金は配当金としてお支払い！

1年ごとに収支計算を行い剰余金が生じたときは配当金として加入者にお支払いします。

直近3年の配当率

	2018年度	2019年度	2020年度
配当率	約42.9%	約46.0%	約55.9%

※配当率は総払込保険料（制度運営費を含みません）に対する配当金の割合です。
※配当金は変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

当資料は制度の特徴ならびに配当金について説明しているものです。ご加入の際は必ずパンフレットをご確認のうえお申込みください。

○お問い合わせ先
（公社）北海道トラック協会　TEL：０１１－５３１－２２１５
引受保険会社　大樹生命保険（株）
（事務幹事）
札幌支社　TEL：０１１－２４１－２０２１
函館支社　TEL：０１３８－５４－５４６４
苫小牧支社　TEL：０１４４－３２－８８７５
道東支社　TEL：０１５４－２４－８５８８
保険契約者：全日本トラック協会

大樹-KB-2022-64

セーフティ通信の受取り方が選択できます

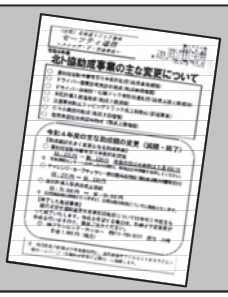

会員の皆様に配信している「セーフティ通信」の受信方法を、「FAX」「メール」の２つから選択できるようになりました。従来のFAXでの受信を取りやめ、メール配信を希望される方は、下記「申込み方法」に記載されている内容をご確認の上、お申込みください。



【メール受信の利点】

１．FAX用紙の消費を抑えることができます。
２．文書の画質が向上し、読みやすくなります。
３．他の営業所やドライバーへ画質劣化なく転送できます。

注意点

１．ＦＡＸかメールのどちらかによる配信となります。両方の受付けはできません。
２．登録可能なアドレス数は1会員につき1つまでとなります。他の営業所やドライバーへの転送は会員様で行っていただきますようお願いいたします。
３．代表メールアドレス等のなるべく変更が発生しないアドレスをご登録ください。
４．メール配信は、セーフティ通信のダウンロードリンク（有効期限30日）を送信しますので、各自でダウンロードをお願いいたします。
※ファイル形式は「Word又はPowerPoint」、「PDF形式」の２種類になります。

≪申込み方法≫



下記の①～⑥までの項目を入力し、申込先メールアドレスへ送信してください。
①郵便番号・住所　②会員事業所名・営業所名　③担当者名
④電話番号　⑤現在セーフティ通信を受信しているFAX番号（FAXへの配信は解除されます。）
⑥新しくセーフティ通信の受信を希望するメールアドレス
※入力間違いにご注意ください。
（メール受信を希望するアドレスから申込みいただく場合は無入力で結構です。）
※受信拒否設定されている方は、以下のドメインの受信許可設定を行ってください。
（１）hta.or.jp（本申込み受付け完了通知の送信ドメイン）
（２）bounce.nlk2.mailds.jp（セーフティ通信の送信ドメイン）
※既にメールアドレスを登録されている方は修正と分かるように記載してください。

申込先メールアドレスはこちら⇒　s-info@hta.or.jp

（セーフティ通信申込み専用アドレスです。他の内容のメールの返答はできません）

申込みに関するお問い合わせは下記までお願い致します。
（公社）北海道トラック協会　業務部　TEL:011-511-9784

～助成事業の詳細内容の確認・申請様式の入手方法～

北海道トラック協会　ホームページURLはこちら⇒【 https://www.hta.or.jp 】



お問合わせ先一覧

◎各トラック協会◎

令和５年４月２５日現在

北海道トラック協会（総務部）	TEL：011-531-2215	※近代化融資・保証料助成事業担当
北海道トラック協会（業務部）	TEL：011-511-9784	※その他助成事業担当
札幌地区トラック協会	TEL：011-751-4231	
函館地区トラック協会	TEL：0138-49-1777	
室蘭地区トラック協会	TEL：0143-44-0993	
旭川地区トラック協会	TEL：0166-48-7244	
十勝地区トラック協会	TEL：0155-36-8575	
釧根地区トラック協会	TEL：0154-51-3108	
北見地区トラック協会	TEL：0157-24-4833	

◎運行管理者講習・適性診断実施団体◎

自動車事故対策機構札幌主管支所	TEL：011-218-8155	
〃　函館支所	TEL：0138-88-1007	
〃　旭川支所	TEL：0166-40-0111	
〃　釧路支所	TEL：0154-32-7021	
苫小牧ドライビングスクール	TEL：0144-55-7191	
釧路自動車学校	TEL：0154-37-1115	
中央バス自動車学校	TEL：011-764-2525	
ヤマト・スタッフ・サプライ㈱	TEL：011-764-2525	※助成対象は運行管理者講習のみ
黒井交通教育センター札幌支部	TEL：011-375-2155	※助成対象は運行管理者講習のみ
黒井交通教育センター道東支部	TEL：0154-36-1281	※助成対象は運行管理者講習のみ